

## 令和5年度光市地域防災計画修正の概要について

- 1 令和5年度山口県地域防災計画の修正に伴うもの
  - (1) 防災基本計画の修正に伴うもの (11, 12, 16, 41, 52, 60, 77, 78 頁)
  - (2) 防衛省防災業務計画の修正に伴うもの (43 頁)
  - (3) 高潮浸水想定区域の更新 (3, 4 頁)
  - (4) 基準変更 (27～29, 45, 58, 86, 87 頁)
  - (5) 法改正によるもの (20, 93, 94 頁)
  - (6) 厚労省通知を踏まえた修正 (39 頁)
  - (7) 内閣府告示の改正に伴う修正 (57 頁)
  - (8) 組織改編(54 頁)
  - (9) 接続形態等の変更 (30, 33, 85, 89 頁)
  - (10) 協定の締結 (56 頁)
  - (11) 利率の変更によるもの (70 頁)
  - (12) 表現の適正化 (2, 5, 10, 18, 25, 26, 32, 37, 44, 61, 64, 71, 76 頁)
  - (13) 誤記修正 (88 頁)
  - (14) 連絡先の追加 (9, 75 頁)
- 2 関係機関の見直しによるもの
  - (1) 表現の適正化 (15, 17, 31, 42, 63, 66～68, 97 頁)
  - (2) 時点修正 (98～100, 104～107 頁)
- 3 市の見直しによるもの
  - (1) 組織改編に伴うもの (6～8, 14, 15, 21～24, 34～36, 38, 40, 48, 50, 51, 53, 59, 65, 72～74, 80～84, 90～92 頁)
  - (2) 表現の適正化 (22, 62, 69, 95, 96, 111, 112 頁)
  - (3) 時点修正(1, 13, 19, 46, 47, 49, 55, 79, 99～103, 108～110 頁)

令和5年度

光市地域防災計画修正（案）



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第1編 総則 第2章 防災面から見た光市の概況 第2節 社会的条件	60	12	・時点修正（商工振興課）
修 正 内 容			
<p><b>第3項 産 業</b></p> <p>本市は、周南地域の一角に位置し、日本製鉄（株）関連企業と武田薬品工業（株）を中心とした第2次産業が盛んであり、生産額 <u>（令和元年度）</u> <del>—（平成30年度）—</del>は <b>3,324億円</b> <del>3,081億円</del> で、本市の総生産額の <b>75.7%</b> <del>75.2%</del>を占めている。産業別就業人口割合 <u>（令和2年度）</u> <del>—（平成27年度）—</del>は第1次産業が <b>2.5%</b> <del>2.9%</del>、第2次産業が <b>32.1%</b> <del>31.7%</del>、第3次産業が63.2%となっており、<del>県平均と比べると</del>第2次産業の就業者比率が高いのが特徴的である。</p> <p>また、「周防工業団地」、「大和工業団地」、「ひかりソフトパーク」の3つの<b>産業工業</b>団地を有している。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編			・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
第1編 総則	61	34	
第2章 防災面から見た光市の概況	62	1	
第4節 高潮被害			

修 正 内 容

本県で起こりうる大規模災害として、広域的に多数の市町で被害が発生し、大量の人的・物的被害をもたらす災害類型は、大別すれば、地震及びそれに伴う津波災害と、周防高潮と呼ばれる本県の地勢的特性から大きな被害をもたらす高潮災害の2つであると考えられる。

ここでは、高潮災害について述べる。

~~こうしたことから、本県において起こり得る大規模・広域災害として、高潮など5つの災害類型について、大規模災害対策検討委員会において、想定される災害の規模や被害の状況を示すとともに、想定する上での留意点及び継続的に検討すべき点について、検討結果をとりまとめた。~~

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第1編 総則 第2章 防災面から見た光市の概況 第4節 高潮被害	62	4 ～ 10 表	・ 山口県地域防災計画の修正 (高潮浸水想定区域の更新)

修 正 内 容

第1項 山口県の~~高潮~~ハザードマップにおける~~想定潮位~~

現在想定では、~~山口南沿岸においては上陸時の気圧が我が国における既往最大規模の台風(室戸台風等)が、山口北沿岸においては高潮被害の発生頻度の高い瀬戸内海沿岸において、本県を通過した既往最大規模の台風(枕崎台風等)が、最悪のコースを通過した場合を想定している。想定し、高潮の潮位を定めている。~~

◇~~想定台風~~

~~\*昭和20年台風第16号(枕崎台風)(969.8hPa)~~

＜~~人的被害~~＞

~~死者427人、行方不明者274人、負傷者283人~~

＜~~住家被害~~＞

~~全壊1,831棟、半壊2,760棟~~

~~床上浸水12,679棟、床下浸水18,442棟~~

~~\*平成3年台風第19号(りんご台風)(947.0hPa)~~

＜~~人的被害~~＞

~~死者6人、負傷者239人~~

＜~~住家被害~~＞

~~全壊35棟、半壊650棟~~

~~床上浸水520棟、床下浸水2,835棟~~

◇~~台風進路~~

~~\*両台風が実際の経路を通過した場合と両台風の経路を入れ替えた場合をベースに、経路を少しずつずらして計算を行い、対象地点で最大の潮位偏差となる経路を想定~~

◇~~高潮の想定潮位~~

~~\*対象地点で最高となる潮位を基に浸水予測区域を設定~~

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第1編 総則 第2章 防災面から見た光市の概況 第4節 高潮被害	63	2 ～ 13	・山口県地域防災計画の修正 (高潮浸水想定区域の更新)

修 正 内 容

第2項 想定される災害の姿等

1 高潮潮位

(2) 想定台風

近年、非常に強い台風の数が増えている。現在、室戸台風枕崎台風等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の来襲も将来的には考えておく必要がある。

(3) 略

(4) 略

2 ハザードマップ

本県の高潮ハザードマップは、山口南沿岸において想定し得る最大規模の高潮を、山口北沿岸においては過去大きな被害を生じた平成11年台風第18号の潮位を上回る非常に高い潮位を想定しているが、実際の高潮災害では、更にそれを超えることもあり得ることを住民に十分周知する必要がある。また、ハザードマップの表示にイメージが固定されないような、柔軟な対応ができるハザードマップ活用法の啓発が必要である。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第1章 防災思想の普及啓発	104	7	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市はその取組を支援するものとする。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第6章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制	144 ～ 146	表	・組織改編

修 正 内 容

**第1項 配備体制**

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について次のように定める。

配備体制	配備基準	配備課	人数	職員配備基準	
第1警戒体制	風水害対策	大雨	防災危機管理課	1	あらかじめ所属長が指名した職員 ※ 特に関係のある職員で配備し、気象状況等の情報収集及び連絡活動を主として、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
		洪水	道路河川課	1	
		高潮	農林水産課	1	
		高潮注意報	<u>(高潮のみ)</u>		
		<del>防災危機管理課</del>	<del>1</del>		
		<del>道路河川課</del>	<del>1</del>		
		<del>農林水産課</del>	<del>1</del>		
	雪害対策	大雪	防災危機管理課	1	
警報		道路河川課	2		
		大和支所	1		
		住民福祉課			
第2警戒体制	風水害対策	大雨	防災危機管理課	2	あらかじめ所属長が指名した職員 ※ 災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに災害警戒本部体制に移行する体制とする。 なお、状況に応じ主管部長の判断で適正な配備体制を確立する。
		洪水	企画調整課	<u>2</u>	
		暴風	<del>広報・シティプロモーション推進室</del>	<del>1</del>	
		暴風	<del>シヨーン推進室</del>		
		雪	情報・DX推進課	1	
		高潮	<u>(波浪、暴風(雪))</u>		
		波浪	<u>(海上対象)警報は</u>		
		警報	<u>除く。)</u>		
			税務課	1	
			収納対策課		
			大和支所	2	
			住民福祉課		
			(高潮、波浪警報は除く。)		
	市民課	1			
	<u>(波浪、暴風(雪))</u>				
	<u>(海上対象)警報は</u>				
	<u>除く。)</u>				
	地域づくり推進課	1			
	環境政策課	1			
	福祉総務課	1			
	高齢者支援課	1			
	介護老人保健施設民営化準備室				

(次頁へ続く)

配備体制	配備基準		配備課	人数	職員配備基準
第2警戒体制	風水害 雪害 対策	大雨 洪水 暴風 暴風 雪 高潮 波浪 警報	農林水産課 <u>(波浪、暴風(雪) (海上対象)警報は 2。)</u>	4	あらかじめ所属長が指名した職員 ※ 災害応急対策に関係のある部課 の所要人員で配備し、情報収集、連 絡活動及び災害応急措置を実施する とともに、事態の推移に伴い直ちに 災害警戒本部体制に移行する体制と する。 なお、状況に応じ主管部長の判断で 適正な配備体制を確立する。
			監理課	1	
			道路河川課 <u>(波浪、暴風(雪) (海上対象)警報は 2。)</u>	3	
			建築住宅課	1	
			都市政策課 <u>(波浪、暴風(雪) (海上対象)警報は 除く。)</u>	2	
			下水道課 <u>(波浪、暴風(雪) (海上対象)警報は 除く。)</u>	2	
			教育総務課	1	
			文化・社会教育課 <u>(波浪、暴風(雪) (海上対象)警報は 除く。)</u>	1	
			防災危機管理課	全職員	
			企画調整課	<u>4</u>	
財政課	<u>1</u>				
行政経営室	<u>1</u>				
情報・DX推進課	2				
税務課	3				
収納対策課	2				
総務課	5				
人材育成・女性 活躍推進室					
入札監理課	1				
<del>広報・シテイプロ モーシヨン推進室</del>	<del>2</del>				
大和支所	2				
住民福祉課					
各出張所	各1				

(次頁へ続く)

配備体制	配備基準		配備課	人数	職員配備基準
災害警戒本部体制	風水害対策	大雨洪水暴風高潮警報	市民課	3	事態の推移に伴い直ちに災害対策本部体制に移行する体制とする。
			地域づくり推進課	1	
			環境政策課	2	
			福祉総務課	4	
			高齢者支援課	4	
			介護老人保健施設民営化準備室		
			子ども家庭課	2	
			健康増進課	2	
			農林水産課	全職員	
			商工振興観光課	1	
			観光・シティプロモーション推進課	1	
			監理課	全職員	
			道路河川課	全職員	
			建築住宅課	全職員	
			都市政策課	全職員	
			下水道課	4	
			公共交通政策課	1	
教育総務課	2				
学校教育課	2				
		部活動改革推進室			
		文化・社会教育課	2		
災害対策本部体制				全職員体制	市の全力をあげて災害対策に取り組む体制とする。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第6章 災害応急体制の整備 第3節 自衛隊との連携体制	152	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (連絡先の追加)

修 正 内 容

陸 上 自 衛 隊	第17普通科連隊	山 口 市	083-922-2281 <b>(県庁内線 5184)</b> 県防災無線 <b>(衛星系) 217</b>
	第 13 旅 団	広 島 県	082-822-3101 <b>防災無線 (衛星系) 034-101-941-157</b>
	(略)	(略)	(略)
海 上 自 衛 隊	(略)	(略)	(略)
	呉地方総監部	広 島 県	0823-22-5511 <b>防災無線 (衛星系) 034-101-89-158</b>

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第7章 避難予防対策 第1節 市の避難計画	164	10	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
<p>第7項 避難順位の一般的基準</p> <p><u>避難は要配慮者を優先するものとする。</u></p> <p><del>1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦</del></p> <p><del>2 乳幼児、学童</del></p> <p><del>3 女性</del></p> <p><del>4 その他の者</del></p> <p><del>5 防災従事者</del></p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第7章 避難予防対策 第1節 市の避難計画	164	25	・山口県地域防災計画の修正 (防災基本計画の修正)

修 正 内 容

**第9項 避難所の運営管理**

市は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。また、市及び避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の**継続的な確保**のために専門家との定期的な情報交換に努める。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、**食物アレルギー**に配慮するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第7章 避難予防対策 第1節 市の避難計画	165	11	・山口県地域防災計画の修正 (防災基本計画の修正)
修 正 内 容			
<p>第11項 避難所の整備に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 (略)</li> <li>3 (略)</li> <li>4 避難所での備蓄              食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた</u>非常用電源等避難生活に必要な物資</li> </ol>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第7章 避難予防対策 第1節 市の避難計画	165	25	・時点修正（福祉総務課）
修 正 内 容			
<p data-bbox="129 376 438 409"><b>第13項 被災者支援</b></p> <p data-bbox="199 421 1444 600"> <b>税務課福祉総務課</b>が住家被害調査、<b>福祉総務課</b>がや罹災証明書交付等の担当であるが、大規模災害に備えて、庁内の応援体制の構築、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害調査の担当者の育成、他団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備を図る。         </p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第9章 要配慮者対策 第1節 社会福祉施設、病院等の対策	179	表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改編</li> </ul>
修 正 内 容			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>福祉総務課 <del>大和支所</del>住民福祉課</p> <p>病 院 局 高齢者支援課</p> </div>			

項 目	頁	行	修正の理由						
基本計画編 第2編 災害予防計画 第9章 要配慮者対策 第2節 在宅要配慮者対策	180	表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改編</li> <li>・表現の適正化（光地区消防組合）</li> </ul>						
修 正 内 容									
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">福祉総務課</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">高齢者支援課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><del>大和支所住民福祉課</del></td> <td style="padding: 5px;">防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">光地区消防組合</td> <td></td> </tr> </table> </div>				福祉総務課	高齢者支援課	<del>大和支所住民福祉課</del>	防災危機管理課	光地区消防組合	
福祉総務課	高齢者支援課								
<del>大和支所住民福祉課</del>	防災危機管理課								
光地区消防組合									

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画 第1節 災害救助物資確保計画	188	19	・山口県地域防災計画の修正 (防災基本計画の修正)
修 正 内 容			
<p><b>第1項 食料の確保</b></p> <p>2 応急用食料の調達・供給体制の整備</p> <p>市は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、<b>食物アレルギー対応食品</b>等の食料について、災害が発生した場合、直ちに出荷要請を行うことができるよう、食料流通業者等との応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努める。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第15章 火災予防対策 第1節 一般火災予防計画	208	26	・表現の適正化（光地区消防組合）

修 正 内 容

**第6項 消防力の充実・強化**

火災の発生防止、被害の軽減を図るためには、消防力の充実・強化が求められることから、市及び光地区消防組合は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確保に努める。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第16章 交通災害予防対策 第1節 海上災害予防計画	225	13	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
<p><b>第1項 海上災害予防対策</b></p> <p>1 運輸支局、徳山海上保安部（港長）、港湾・漁港管理者</p> <p>（1）海上交通安全のための情報の充実</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 水路通報、航行警報、<del>気象通報</del>等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第16章 交通災害予防対策 第3節 陸上交通災害予防計画	230	18	・時点修正（道路河川課）
修 正 内 容			
<p><b>第1項 道 路</b></p> <p>1 現況</p> <p>本市における道路の状況は、第1編第2章第2節第2項の「2 道路交通」に掲載されているとおり、道路の舗装率は、国道・県道については100%、市道についても <b>99.299.1%</b>と高い割合となっている。道路の新設、改良、舗装改善については、市民の暮らしに密着した利用度の高い生活道路から重点的に整備を進めている。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第17章 産業災害予防対策 第2節 危険物等災害予防計画	242	30	・山口県地域防災計画の修正 (法律名の変更に伴う修正)
修 正 内 容			
<p>第6項 放射性物質の災害予防対策 (放射性同位元素等<del>の規制による放射性障害の防止</del>に関する法律 (以下、この項において「法」という。)、電離放射線障害防止規則)</p>			

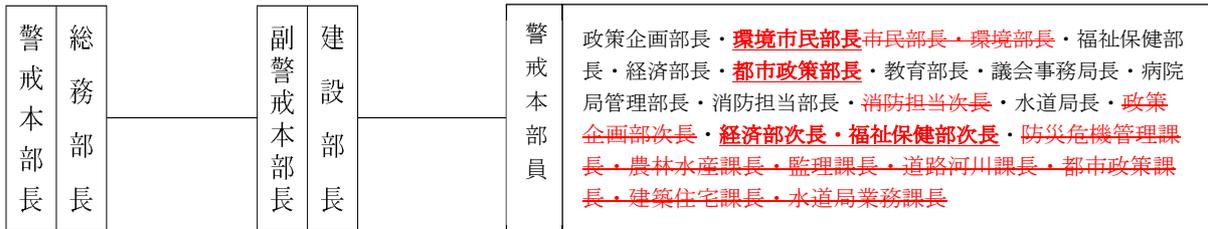
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制	304 305	表	・組織改編

修 正 内 容

通知又は公表先	担 当 課	主な通知又は公表方法
( 略 )	( 略 )	(略)
一 般 住 民	<u>企画調整課</u> <u>広報・シティプロ</u> <u>モーション推進室</u>	広報車、電話（自治会長等を通じて）
	( 略 )	(略)
	大和支所 住民福祉課	電話（自治会長等を通じて）
報 道 機 関	<u>企画調整課</u> <u>広報・シティプロ</u> <u>モーション推進室</u>	電話、FAX、文書

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制	307	図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改編</li> <li>・表現の適正化（防災危機管理課）</li> </ul>

修 正 内 容



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制	311	図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改編</li> </ul>
修 正 内 容			
<p><b>別表第1</b></p> <p>「市本部組織図」を別紙1のとおり修正する。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制	312 ~ 319	表	・組織改編

修 正 内 容

別表第2

「部、班の編成及び掌握事務」を別表2のとおり修正する。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	342	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第1項 気象警報・注意報等  
気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

種 類		概 要
(略)	(略)	(略)
記録的短時間大雨情報		<p><del>大雨警報発表中に県内で、</del>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、<u>土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生</u>土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を<u>キキクル</u>については、<del>警報の「危険度分布」</del>で確認する必要がある。</p>
(略)	(略)	(略)

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	343	表	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

**特別警報発表基準**

現象の種類	基 準
(略)	(略)

(注) 発表にあたっては、**指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)**降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	343	表	・山口県地域防災計画の修正 (基準変更)

修 正 内 容

警報・注意報発表基準一覧表

令和 ~~5-2~~年 ~~6-8~~月 ~~8-6~~日現在

別表1 大雨警報・注意報基準

発表官署		下関地方気象台	
府県予報区		山 口 県	
一次細分区域		東 部	
市町等をまとめた地域		柳井・光	岩国
警報	(略)	(略)	
	大雪	平地 <del>1210</del> 時間降雪の深さ 10cm, 山地 <del>1210</del> 時間降雪の深さ 30cm	
	(略)	(略)	
注意報	(略)	(略)	
	大雪	平地 <del>1210</del> 時間降雪の深さ 5cm, 山地 <del>1210</del> 時間降雪の深さ 15cm	
	(略)	(略)	
記録的短時間大雨情報		100mm (1時間雨量)	

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	344 ～ 346	表	・山口県地域防災計画の修正 (基準変更)

修 正 内 容

別表1 大雨警報・注意報基準

令和 ~~5-3~~ 年6月8日現在

市町等を まとめた地域	市町	警 報		注 意 報	
		(浸水害)	(土砂災害)	(浸水害)	(土砂災害)
		表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
柳井・光	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	周防大島町	<del>1520</del>	136	9	100
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
岩 国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表2 洪水警報基準

令和 ~~5-3~~ 年6月8日現在

市町等を まとめた地域	市町	流域雨量 指数基準	複合基準 ※1	指定河川洪水 予報による基準
柳井・光	光市	東荷川流域=7.4 田布施川流域=8.2	島田川流域= (98, <del>31.732.1</del> )	島田川水系 島田川 [島田]
	柳井市	由宇川流域= <del>10.310.2</del> 柳井川流域= <del>11.111.2</del> 土穂石川流域= <del>7.77.9</del>	-	-
	周防大島町	屋代川流域= <del>11.611.8</del> 宮崎川流域=5.6 三蒲川流域=5.9	三蒲川流域=( <del>75</del> , 5.3)	-
	上関町	-	-	-
	田布施町	田布施川流域= <del>14.915</del> 灸川流域= <del>7.47.5</del>	-	-
	平生町	大内川流域=6.2	-	-
岩 国	岩国市	生見川流域= <del>13.513.7</del> 本郷川流域=19.9 宇佐川流域=25.4 木谷川流域= <del>15.515.8</del> 野谷川流域= <del>9.19.2</del> 根笠川流域= <del>23.423.3</del> 保木川流域= <del>1312.5</del> 御庄川流域= <del>1918.9</del> 由宇川流域= <del>18.418.5</del> 島田川流域= <del>3029.6</del> 中山川流域= <del>12.712.4</del> 東川流域= <del>16.516.3</del> 笹見川流域=7.5 長野川流域=6.6	宇佐川流域= (108, 22.8) 保木川流域= (108, <del>11.711.2</del> ) 御庄川流域= (108, <del>17.117</del> ) 錦川流域= (128, <del>53.549.4</del> ) 門前川流域= (108, 6.8) 島田川流域= (108, <del>29.426.6</del> )	小瀬川 [小川津・両国 橋] , 錦川水系錦川下流 部 [臥竜橋] , 錦川水系 錦川中流部 [南桑]
	和木町	-	-	小瀬川 [小川津・両国 橋]

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(次頁へ続く)

別表3 洪水注意報基準

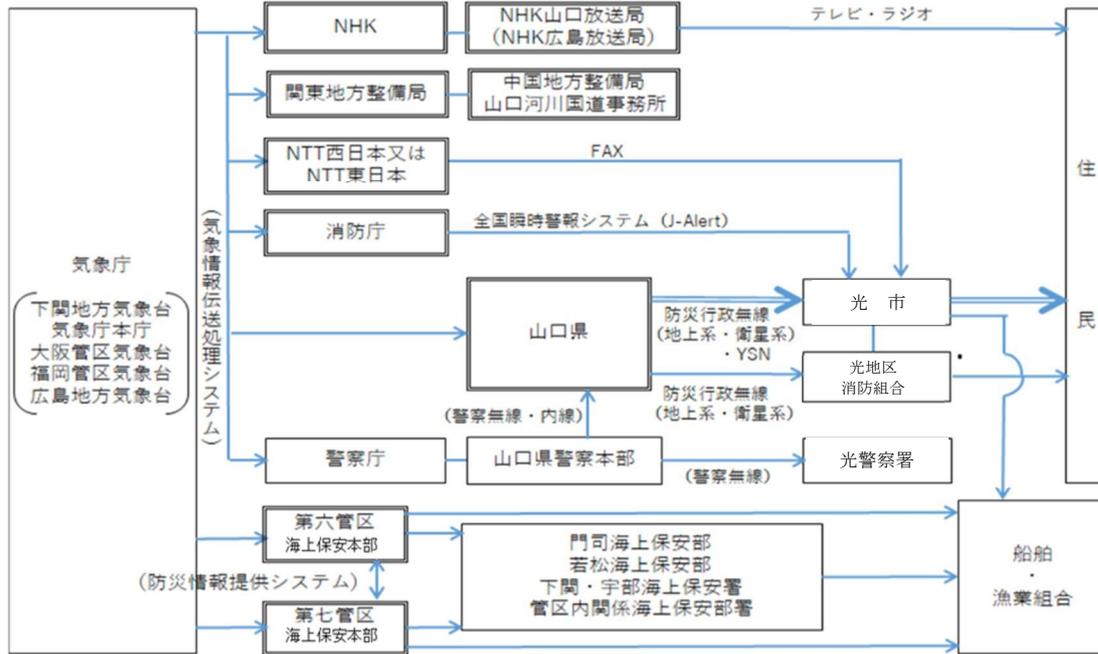
令和5年6月8日現在

市町等を まとめた 地域	市町	流域雨量 指数基準	複合基準 ※1	指定河川洪水 予報による基準
柳井・光	光市	束荷川流域=5.9 田布施川流域=6.5	島田川流域= (98, 28.222.8) 束荷川流域= (105, 4.75.9)	島田川水系島田川 [島田]
	柳井市	由宇川流域=8.28.1 柳井川流域=8.88.9 土穂石川流域=6.16.3	<del>柳井川流域= (5, 8.9)</del>	-
	周防大島町	屋代川流域=9.29.4 宮崎川流域=4.4 三蒲川流域=4.7	三蒲川流域=(5,4.7)	-
	上関町	-	-	-
	田布施町	田布施川流域=11.9.2 灸川流域=5.96	-	-
	平生町	大内川流域=4.9	大内川流域= (5, 4.9)	-
岩 国	岩国市	生見川流域=10.810.9 本郷川流域=15.9 宇佐川流域=20.3 木谷川流域=12.412.6 野谷川流域=7.27.3 根笠川流域=18.718.6 保木川流域=10.410 御庄川流域=15.215.1 由宇川流域=14.714.8 島田川流域=2423.6 中山川流域=10.19.9 東川流域=13.21.3 笹見川流域=6 長野川流域=5.2	宇佐川流域= (108, 16.2) 根笠川流域= (9, 18.6) 保木川流域= (65, 10.410) 御庄川流域= (65, 15.215.1) 錦川流域= (128, 45.644.5) 門前川流域= (65, 5.7) 島田川流域= (105, 19.221.2) 東川流域= (105, 10.61.3) 笹見川流域=(65, 6) 長野川流域=(65, 4.6)	小瀬川 [小川津・両橋], 錦川水系錦川下流部 [臥竜 橋], 錦川水系錦川中流部 [南桑]
	和木町	-	-	小瀬川 [小川津・両国橋]

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	347	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (接続形態等の変更)

修 正 内 容

1 気象台からの伝達系統図

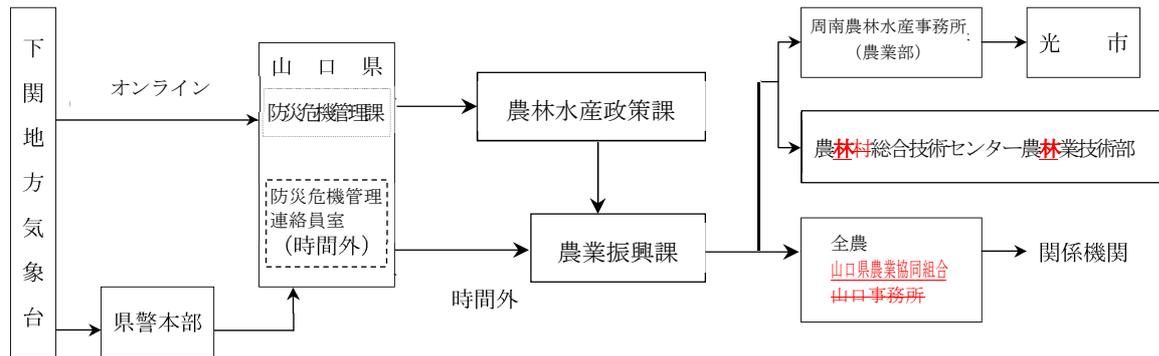


項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	348	図	・表現の適正化（周南農林水産事務所）

修 正 内 容

第2項 気象警報・注意報及び気象情報に係る伝達

4 低温及び霧注意報、大雪警報及び注意報等の伝達



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	350	表	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

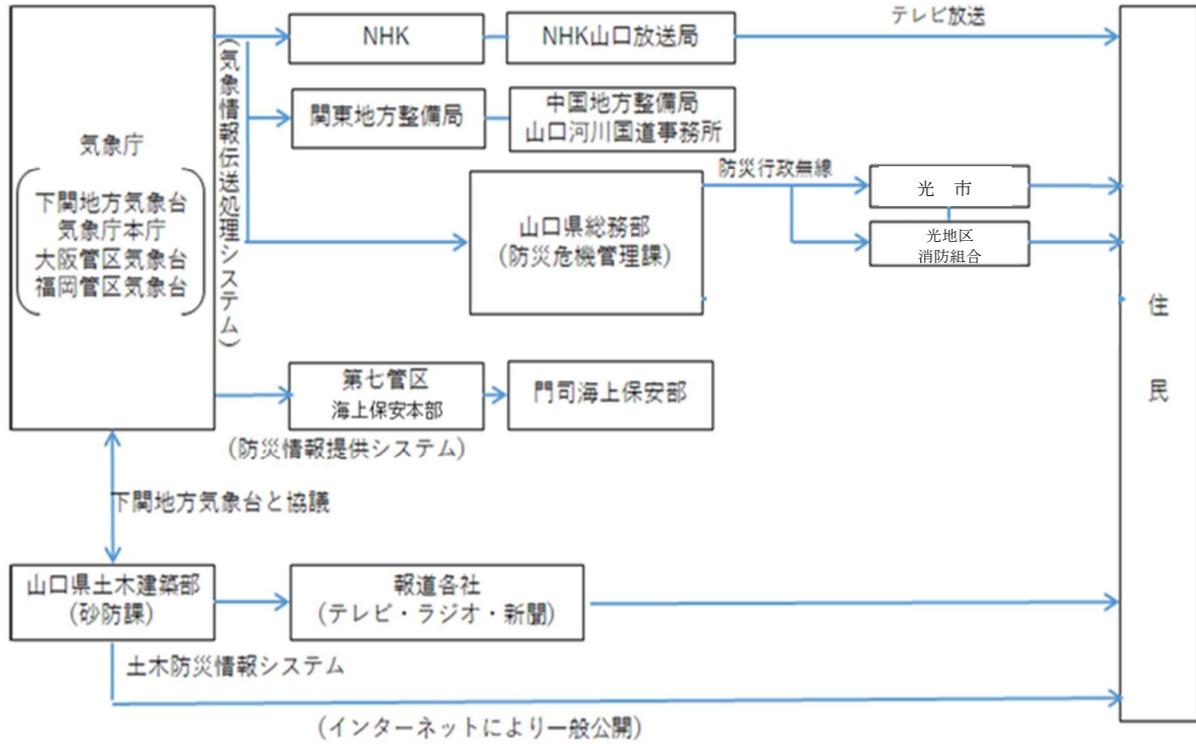
1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達

関係機関	措 置 内 容
徳山海上保安部	<p>気象警報・注意報等及び気象情報の伝達</p> <p>災害のおそれのある気象警報・注意報等について、<b>気象庁等下関地方気象台等</b>から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。</p>

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	353	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (接続形態等の変更)

修 正 内 容

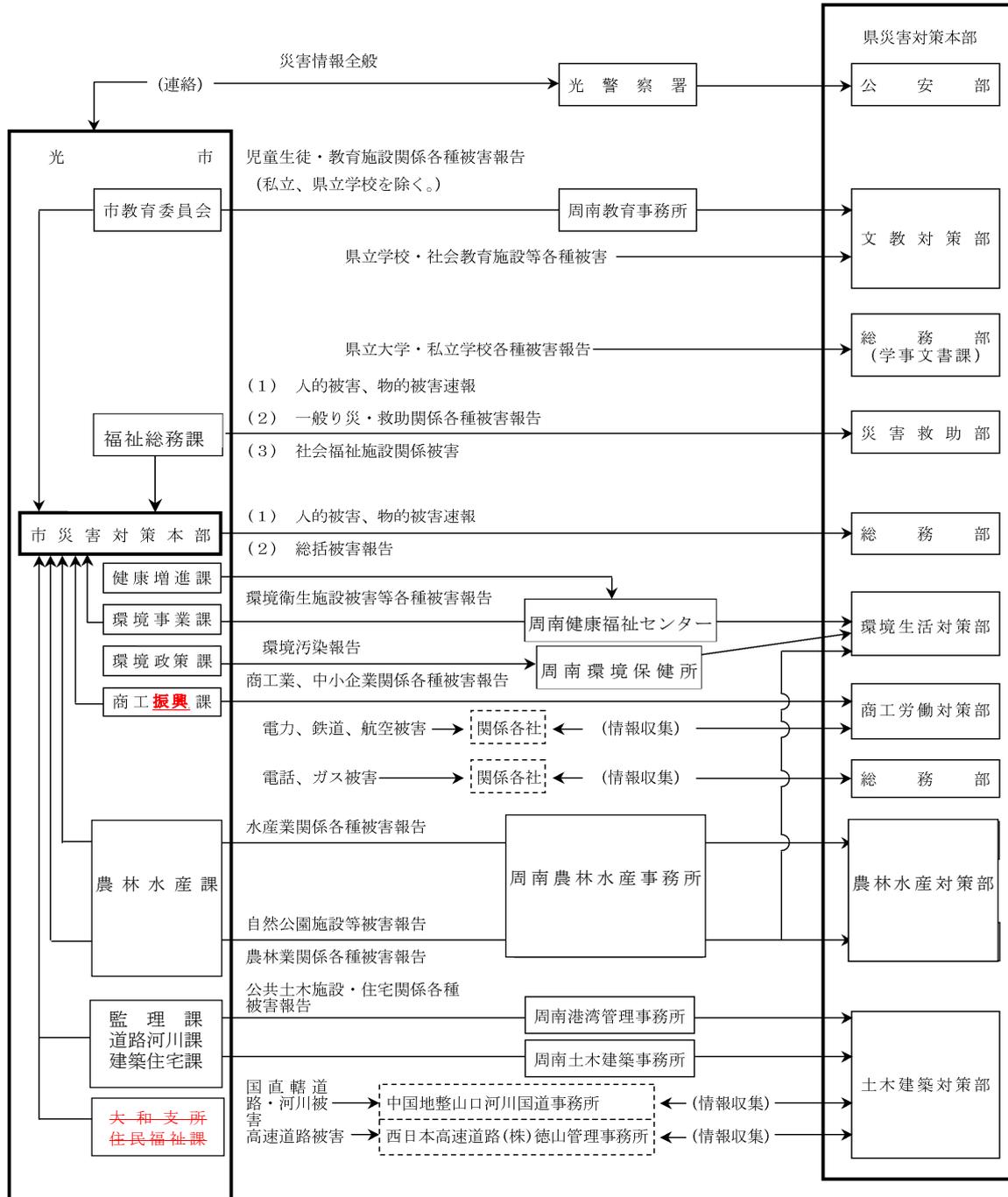
8 土砂災害警戒情報の伝達



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第2節 災害情報収集・伝達計画	356	図	・組織改編

修 正 内 容

(2) 市から県への災害情報の報告  
市から県への被害報告は、次による。



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第3節 通信運用計画	360	表	・組織改編
修 正 内 容			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>防災危機管理課 企画調整課</p> <p>大和支所住民福祉課</p> <p><del>広報・シティプロモーション推進室</del></p> </div>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第4節 災害時の放送	368	表	・組織改編

修 正 内 容

防災危機管理課

企画調整課

~~広報・シティプロモーション推進室~~

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第4節 災害時の放送	369	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

放 送 機 関

放 送 機 関	連 絡 責 任 者	<u>連 絡 先</u>
NHK山口放送局	放送部長	<u>0 8 3 - 9 2 1 - 3 7 0 7</u> <u>防災無線(地上系) 1 0 - 2 1 9 - 3</u> <u>// FAX 1 9 - 2 1 9</u>
山口放送株式会社	報道制作局長	<u>0 8 3 4 - 3 2 - 1 1 1 0</u> <u>防災無線(地上系) 1 0 - 2 2 0 - 3</u> <u>// FAX 1 9 - 2 2 0</u>
テレビ山口株式会社	報道制作局長	<u>0 8 3 - 9 2 3 - 6 1 1 3</u> <u>防災無線(地上系) 1 0 - 2 2 1 - 3</u> <u>// FAX 1 9 - 2 2 1</u>
株式会社エフエム山口	編成制作部長	<u>0 8 3 - 9 2 4 - 4 5 3 5</u> <u>防災無線(地上系) 1 0 - 2 2 3 - 2</u> <u>// FAX 1 9 - 2 2 3</u>
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	<u>0 8 3 - 9 3 3 - 1 1 1 1</u> <u>防災無線(地上系) 1 0 - 2 2 2 - 3</u> <u>// FAX 1 9 - 2 2 2</u>

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第5節 広報計画	370	表	・組織改編

修 正 内 容

企画調整課

広報・シティプロモーション推進室

生活安全課

大和支所住民福祉課

第2項 災害時の広報活動

1 広報対策部広報情報班等の体制

広報情報班は、単独で又は他班の応援を受けて、次の係が必要な災害広報を実施する。

また、環境市民対策部生活安全班及び市民対策部支所班は、被災者の陳情、相談等の広聴を実施する。

担当係名	対 応 す る 事 項
<u>まちひとネットワーク係</u> <u>広報・シティプロモーション推進係</u>	<p>(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関すること。(災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集のうえ、報道機関への提供、庁内外、県等の展示依頼に備えるものとする。)</p> <p>(2) 広報印刷物の編集、発行に関すること。</p> <p>(3) ラジオ・テレビ・新聞・掲示板等の活用に関すること。</p> <p>(4) 報道機関への情報資料の発表に関すること。</p> <p>(5) 記者会見に関すること。</p> <p>(6) 報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関すること。</p>
市 民 相 談 係 <u>大 和 支 所</u> <u>住 民 福 祉 係</u>	<p>(1) 災害関係の陳情、相談に関すること。</p> <p>(2) 文書による災害関係の陳情、相談の受理、処理に関すること。</p>

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第4章 救助・救急、医療等活動計画 第2節 医療等活動計画	412	28	・山口県地域防災計画の修正 (厚労省通知を踏まえた修正)
修 正 内 容			
<p>第2項 医療救護体制</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機関別活動内容</p> <p>イ 県</p> <p><u>(カ) 災害救助部長は、保健医療福祉活動の総合調整が困難となった場合は、厚生労働省に対し、全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。</u></p> <p><u>(キ) -(カ)-</u> (略)</p> <p><u>(ク) -(キ)-</u> (略)</p> <p><u>(ケ) -(ク)-</u> (略)</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第5章 避難計画 第1節 避難指示等	436	図	・組織改編

修 正 内 容

<p>防災危機管理課 企画調整課</p> <p style="color: red;">大和支所住民福祉課</p> <p style="color: red;">広報・シティプロモーション推進室</p> <p>消 防 組 合 光 警 察 署</p>
--

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第5章 避難計画 第2節 避難所の設置運営	442	32	・山口県地域防災計画の修正 (防災基本計画の修正)
修 正 内 容			
<p>2 避難所の管理・運営</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p><u>(8) 避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p><u>(9) (8)</u> (略)</p> <p><u>(10) (9)</u> (略)</p> <p><u>(11) (10)</u> (略)</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第6章 応援要請計画 第1節 相互応援協力計画	468	表	・表現の適正化（中国電力ネットワーク(株)）

修 正 内 容

資料編 〔応援協定等〕

(略)

- 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書（**中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンター中国電力株式会社周南営業所**）

(略)

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第6章 応援要請計画 第2節 自衛隊災害派遣要請計画	473	表	・山口県地域防災計画の修正 (防衛省防災業務計画の修正)

修 正 内 容

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

2 災害派遣の範囲

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

救 助 活 動 区 分	活 動 内 容
<u>給食、炊飯給水及び入浴支援</u>	被災者に対し、 <u>給食、炊飯給水及び入浴支援を</u> の実施する

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第6章 応援要請計画 第2節 自衛隊災害派遣要請計画	474	表	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第2項 災害派遣要請の手続

(4) 通知先

区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野784 (083-922-2281) <u>(県庁内線 5184)</u> <u>(防災無線(衛星系)217)</u> 広島県安芸郡海田町寿町2-1 (082-822-3101) <u>(防災無線(衛星系)034-101-941-157)</u> 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) <u>(防災無線(衛星系)034-101-89-158)</u> 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、 <u>急患搬送</u> 、応急給水等
航空自衛隊に対するもの	第12飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令官 第3術科学校長	防府市田島 (0835-22-1950 内線231) 防府市中関 (0835-22-1950) 春日市原町3-1-1 (092-581-4031 内線2348) 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋144-1 (093-223-0981)	主として航空機による偵察、人員・物資の輸送、 <u>急患救急搬送</u> 等

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第6章 応援要請計画 第2節 自衛隊災害派遣要請計画	477	3 ～ 5 図	・ 山口県地域防災計画の修正 (国土交通省事務処理基準の変更)

修 正 内 容

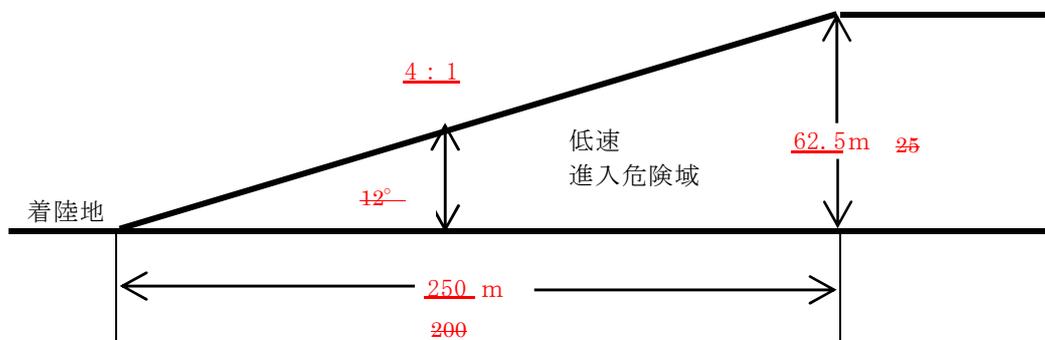
第6項 離島患者救急搬送

4 ヘリポートの整備及び管理

(3) 進入時の障害物除去

救難用ヘリコプターが着陸進入に関して、着陸地の設置時、250m以内に高さ62.5m以上の障害物がないように考慮する必要がある。~~すときの最低進入安全角度は、水平に対し約12度である。(ただし、進入速度が低速域にある時のみ。(下図参照))~~

~~着陸地の設置時、200m以内に高さ25m以上の障害物がないように考慮する必要がある。~~



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第7章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備	489	表	・時点修正（道路河川課）

修 正 内 容

市内における県指定緊急輸送道路

機能区分	道路種別	路 線 名	管理者	経 過 地
第2次緊急輸送道路	主要地方道	徳山光線	山口県	周南市境—光市立野（光上関線）
	主要地方道	光上関線	山口県	光市立野（徳山光線、光玖珂線）—田布施町境
	主要地方道	光日積線	山口県	光市岩田（光上関線）—光市源城（下松田布施線）
	<u>主要地方道</u>	<u>光柳井線</u>	<u>山口県</u>	<u>光市島田三丁目（光玖珂線）—光市光井八丁目（金山紺屋浴線）</u>
	一般県道	光玖珂線	山口県	光市島田三丁目（光柳井線 R188号）—光市立野（光上関線）
	<u>1級市道</u>	<u>島田市中央線</u>	<u>光市</u>	<u>光市島田一丁目（国道188号）—光市島田三丁目（光玖珂線）</u>
	<u>1級市道</u>	<u>金山紺屋浴線</u>	<u>光市</u>	<u>光市中央六丁目（国道188号）—光市光井八丁目（光柳井線）</u>
	<u>その他市道</u>	<u>小池平和線</u>	<u>光市</u>	<u>光市岩田（光日積線）—光市岩田（下大塚3号線）</u>
	<u>その他市道</u>	<u>下大塚3号線</u>	<u>光市</u>	<u>光市岩田（小池平和線）—光市岩田（大和支所）</u>

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第7章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備	489	表	・時点修正（道路河川課）

修 正 内 容

市指定緊急輸送道路

道 路 区 分	路 線 名
1 級 市 道	新開江の浦線
	<del>金山紺屋浴線</del>
	浜線
	虹ヶ丘花園線
	船戸三太線
	<del>高田市中央線</del>
2 級 市 道	汐入線
	中央町線
	花園高州線
そ の 他 市 道	はちまん通り線
	光井臨港線
	花園島田線

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第7章 緊急輸送計画 第3節 輸送車両等の確保	493	図	・組織改編
修 正 内 容			
<div data-bbox="199 515 611 712" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>防災危機管理課 農林水産課</p> <p>道路河川課 商工振興観光課</p> </div>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第8章 災害救助法の適用計画 第1節 災害救助法の適用	515	表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正（防災危機管理課）</li> </ul>
修 正 内 容			
イ 光市における適用基準			
人口（令和2平成27年10月1日現在）	適用基準		
49,798 <del>51,392</del> 人	80世帯		

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第8章 災害救助法の適用計画 第1節 災害救助法の適用	517	表	・組織改編

修 正 内 容

救助の種類別業務実施区分の基準

救 助 の 種 類	該当地域防災計画編	担 当 部 局 名
(略)	(略)	(略)
避難所の設置	本編第5章第2節「避難所の設置運営」	福祉総務課、市教育委員会、商工振興観光課ほか施設管理課
(略)	(略)	(略)
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	本編第9章第3節「生活必需品等の供給計画」	確保措置及び輸送一具 調査、割当、配分—福祉総務課、商工振興観光課等
(略)	(略)	(略)

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の 供給計画 第1節 食料供給計画	532	図	・組織改編

修 正 内 容

防災危機管理課 商工 <del>振興</del> 観光課 農林水産課 福祉総務課
---

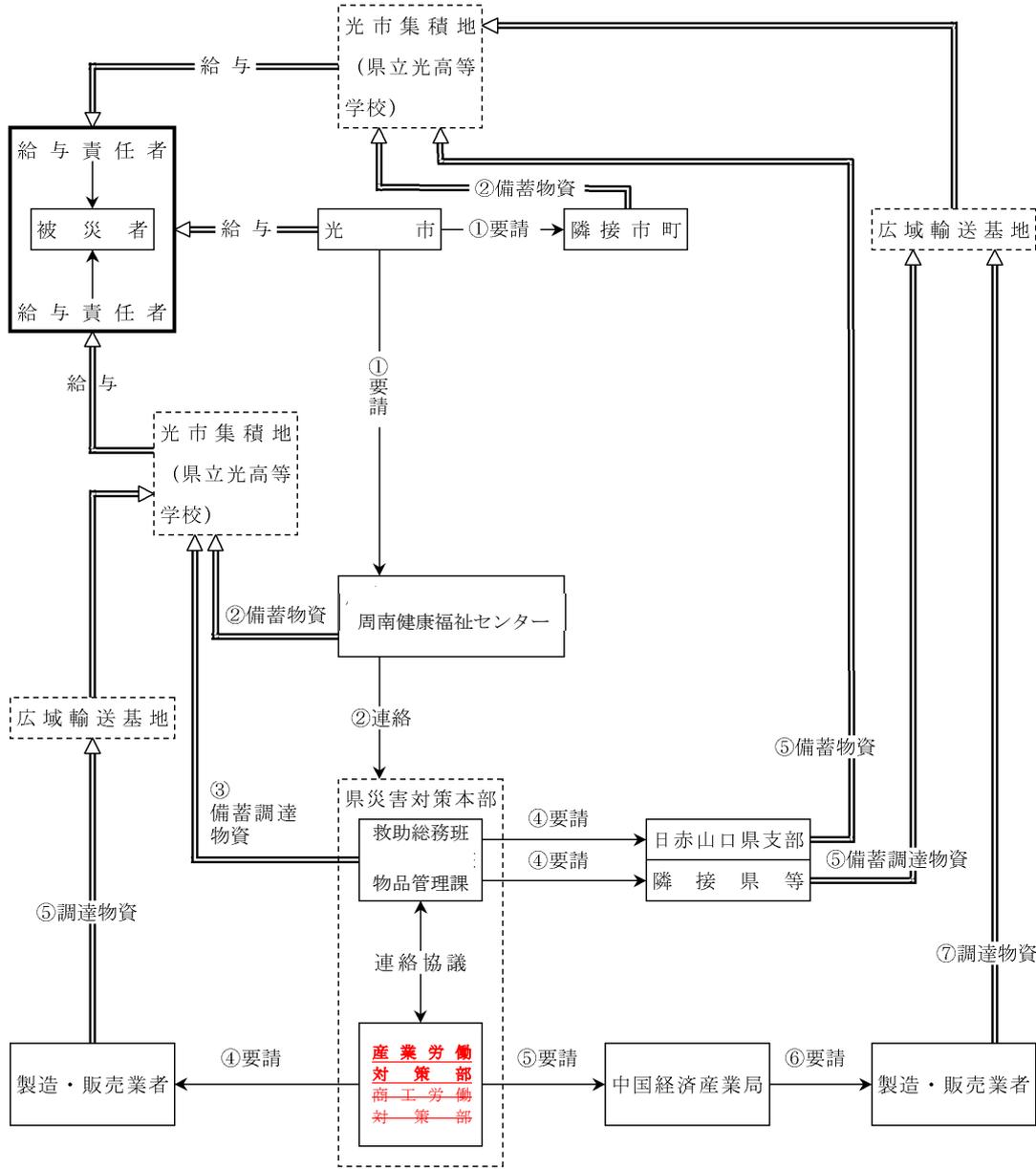
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の 供給計画 第1節 食料供給計画	533	22	・山口県地域防災計画の修正 (防災基本計画の修正)
修 正 内 容			
<p>2 副食等の供給</p> <p>(1) 市は、災害の状況に応じ次の食料について、災害応援協定締結業者、農協、商工会議所等の関係団体から調達を行うものとする。</p> <p>[パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品、<u>食物アレルギー対応食品</u>等]</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の 供給計画 第1節 食料供給計画	539	図	・組織改編
修 正 内 容			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>防災危機管理課 福祉総務課</p> <p>商工振興観光課</p> </div>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第1節 食料供給計画	539	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (組織改編)

修正内容

1 生活必需品等の調達・供給経路図



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第10章 保健衛生・動物愛護管理計画 第1節 防疫及び食品衛生監視	556	表	・時点修正（健康増進課）

修 正 内 容

(2) 防疫・保健衛生用資機材の備蓄・調達

ア (略)

イ (略)

区 分	種 類	数 量	保 管 場 所
光 地 域	噴 霧 器 ( <u>エンジン式電動</u> )	1	<u>大和保健センター</u>
	(手動)	<u>1213</u>	<u>光市総合福祉センター</u>

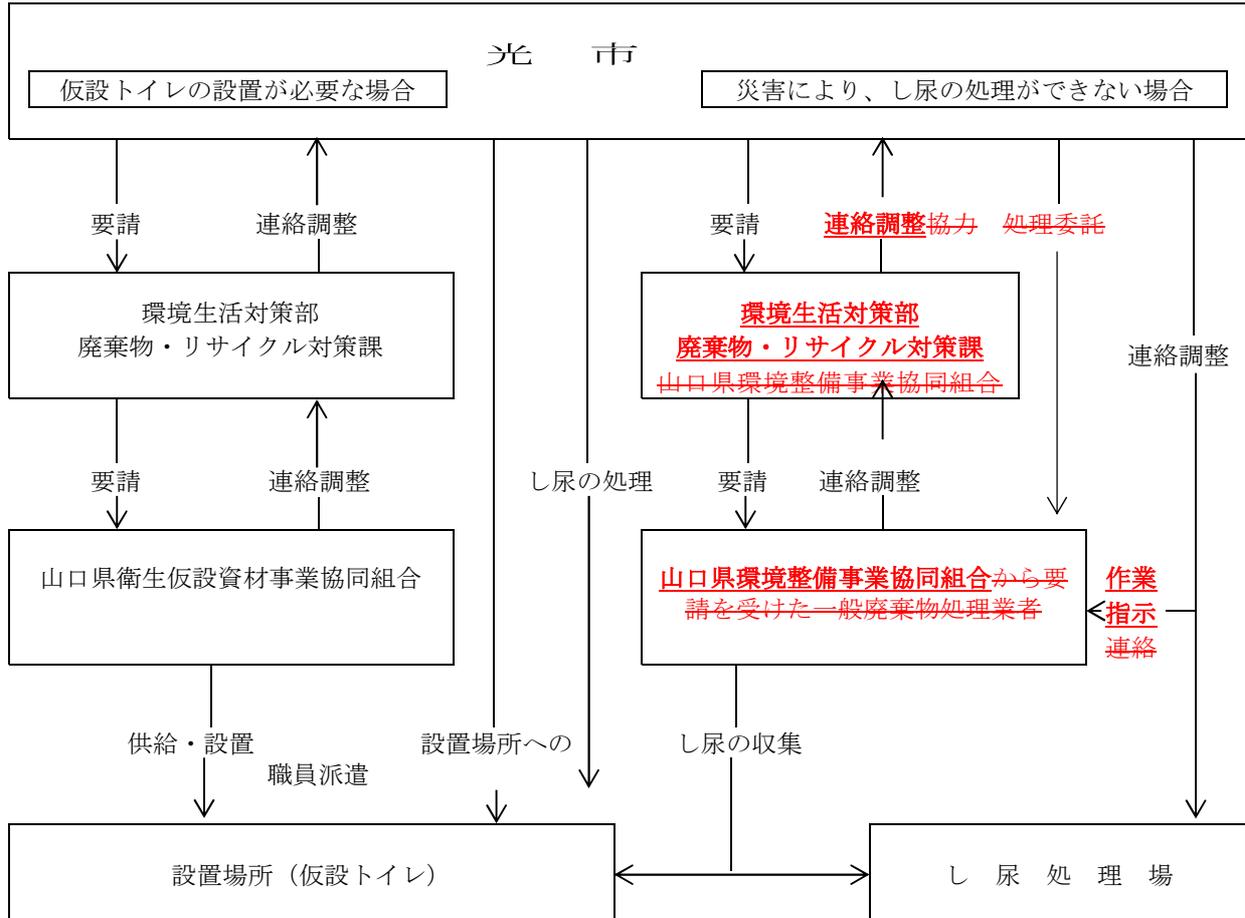
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第10章 保健衛生・動物愛護管理計画 第2節 遺体の処理計画	570	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (協定の締結)

修 正 内 容

第2項 し尿処理計画

4 処理体制の整備

(2) 対策系統



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第11章 応急住宅計画 第2節 被災住宅の応急修理	583	12 ～ 13	・山口県地域防災計画の修正 (内閣府告示の改正に伴う修正)
修 正 内 容			
<p>第3項 応急修理の方法、基準</p> <p>2 修理の期間</p> <p>(1) 災害発生の日から <u>3か月</u> (災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6月以内</u>) <del>1か月</del>以内に完成させるものとする。</p> <p>(2) <del>1か月以内</del>期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第12章 水防計画	598	表	・山口県地域防災計画の修正 (基準変更)

修 正 内 容

第5項 水防活動

3 洪水予報

(2) 洪水予報の種類

種 類	発 表 基 準
(略)	(略)
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、又は氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川のみ）</u>
(略)	(略)

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第14章 要配慮者支援計画 第1節 避難誘導・避難所の管理等	621	図	・組織改編
修 正 内 容			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>福祉総務課 建築住宅課</p> <p>教育委員会 高齢者支援課</p> <p>消 防 団 商工<del>振興</del>観光課</p> </div>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第14章 要配慮者支援計画 第1節 避難誘導・避難所の管理等	622	11	・山口県地域防災計画の修正 (防災基本計画の修正)
修 正 内 容			
<p>第2項 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の管理</p> <p>(5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。</p> <p><u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第15章 ボランティア活動支援計画 第1節 一般ボランティアの支援体制	634 635	18 11	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
<p>第1項 県、市町社会福祉協議会の対応</p> <p>1 県災害ボランティアセンターの設置</p> <p>県社会福祉協議会内に県災害ボランティアセンターを設置し、現地センターが救援活動に専念できるよう、県・市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、当該ブロックごとに、現地センターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <del>ボランティアセンター運営スタッフボランティアコーディネーター</del>等の応援要請及び派遣</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の市町社会福祉協議会</p> <p>被災地以外の市町社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び現地センターへ必要な支援を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <del>ボランティアセンター運営スタッフコーディネーター</del>の派遣</p> <p>(3) (略)</p>			

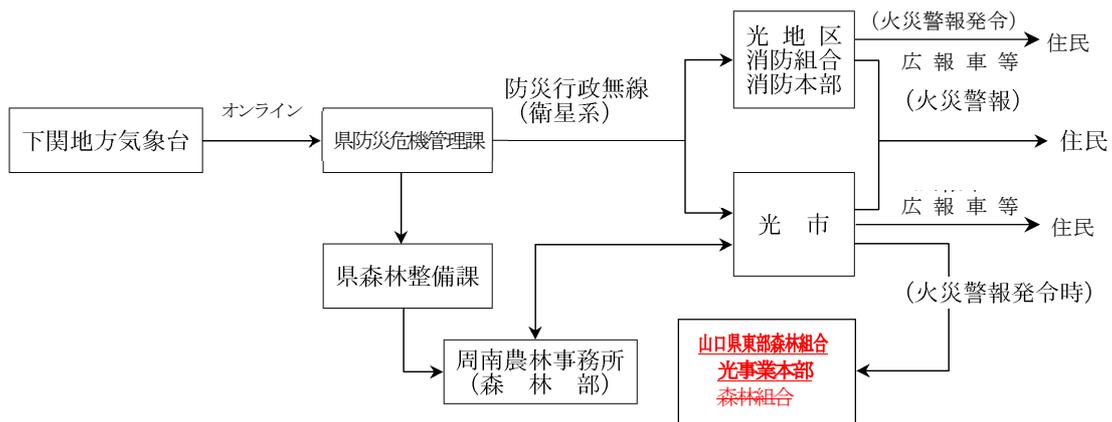
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第16章 応急教育計画 第1節 文教対策	641	24	・表現の適正化（教育総務課）
修 正 内 容			
<p>(ウ) 校長は、状況に応じ市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。</p> <p>なお、校長は、休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育庁<u>学校運営・施設整備室教育政策課</u>に休校の状況を報告する。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第20章 火災対策計画 第1節 火災防ぎょ計画	693	図	・表現の適正化（周南農林水産事務所）

修 正 内 容

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

3 火災気象通報の連絡系統



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第20章 火災対策計画 第1節 火災防ぎょ計画	696	13	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
<p>第3項 消防活動</p> <p>4 住民に対する安全対策</p> <p>(2) 避難指示等</p> <p>ウ 避難場所・避難誘導</p> <p>避難対策については、本編第5章第1節「避難指示等」及び第2節「避難所の設置運営」参照</p> <p>なお、火災に関して留意する事項は、次のとおりである。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 避難順位</p> <p>火災現場の風下に位置する住民のうち<del>要配慮者、病弱者、高齢者、障害者、子供、妊婦</del>を優先する。</p> <p>(ウ) ～(カ) (略)</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第21章 交通災害対策計画 第1節 海上災害対策計画	761	表	・組織改編

修 正 内 容

4 市（消防機関、港湾・漁港管理者）の措置	(1) 大量油流出事故等発生時における市の応急対策活動実施体制を確立する。	
	第1警戒体制（連絡調整会議）	(略)
第2警戒体制（警戒本部）	1 体制の基準	(1) (略) (2) (略)
	2 体制	<p>総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。</p> <p>(構成)</p> <p>防災危機管理課、農林水産課、商工振興観光課、監理課、道路河川課、都市政策課、下水道課、環境政策課、環境事業課、<del>企画調整課</del>広報・シティプロモーション推進室、福祉総務課</p>
	3 実施する活動の概要	(1)～(5) (略)

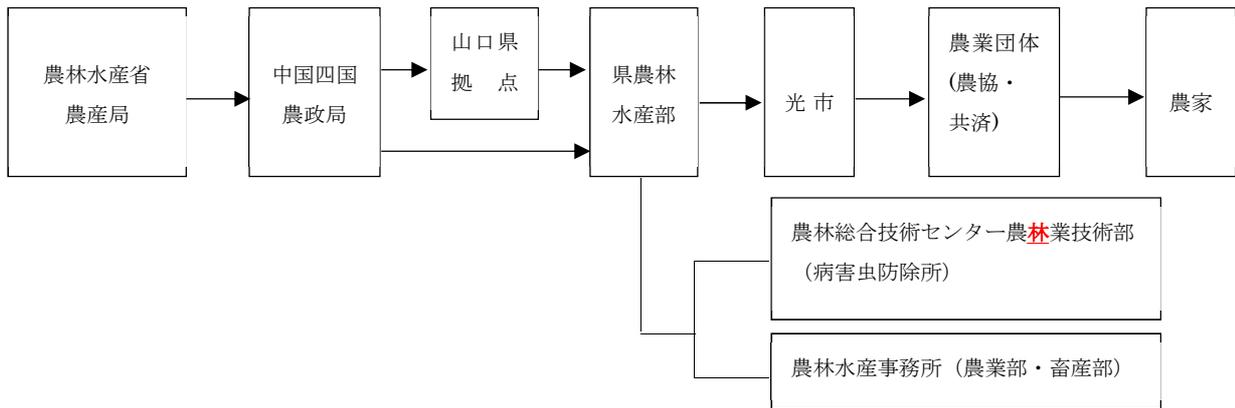
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第3節 農産物対策計画	781	3 表	・表現の適正化（周南農林水産事務所）

修 正 内 容

第1項 実施機関

県（農業振興課・畜産振興課・農林総合技術センター農林業技術部（病害虫防除所）・農林水産事務所（農業部・畜産部））その他関係機関が行う。

農産物対策全般の実施系統は、次のとおりである。



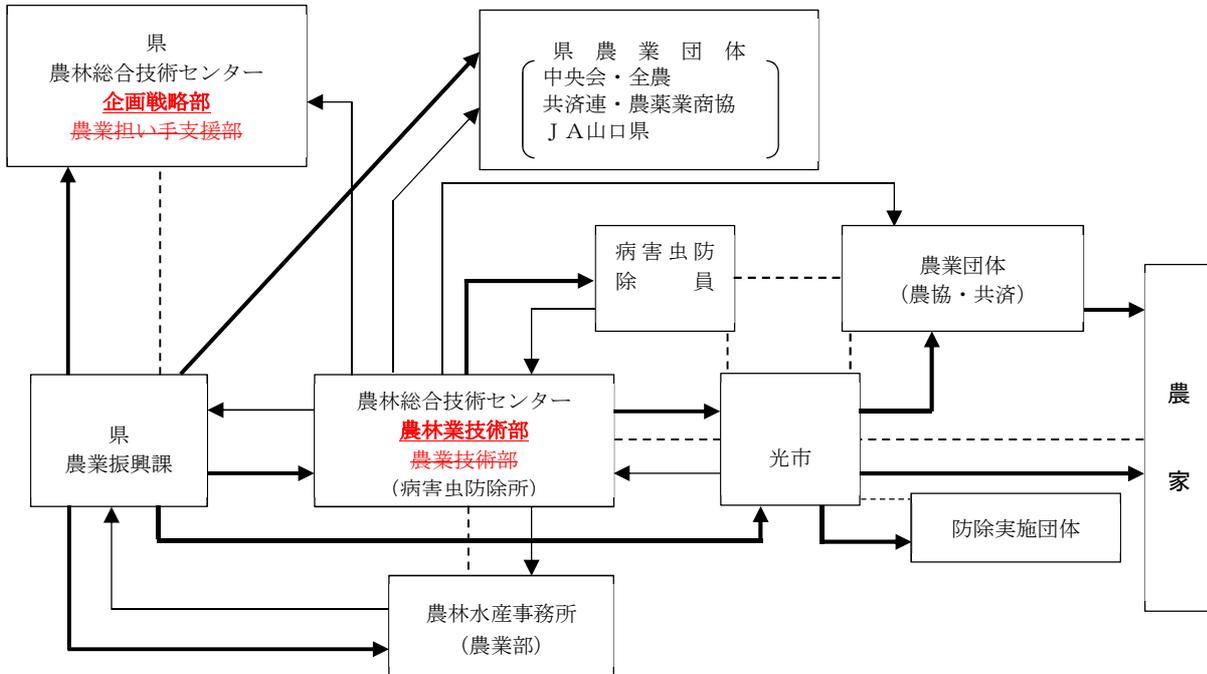
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第3節 農産物対策計画	781	表	・表現の適正化（周南農林水産事務所）

修 正 内 容

第2項 病虫害防除対策（植物防疫法）

2 県の防除体制

(3) 病虫害防除対策実施体系図



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第3節 農産物対策計画	782	2 ～ 5 表	・表現の適正化（周南農林水産事務所）

修 正 内 容

第2項 病虫害防除対策（植物防疫法）

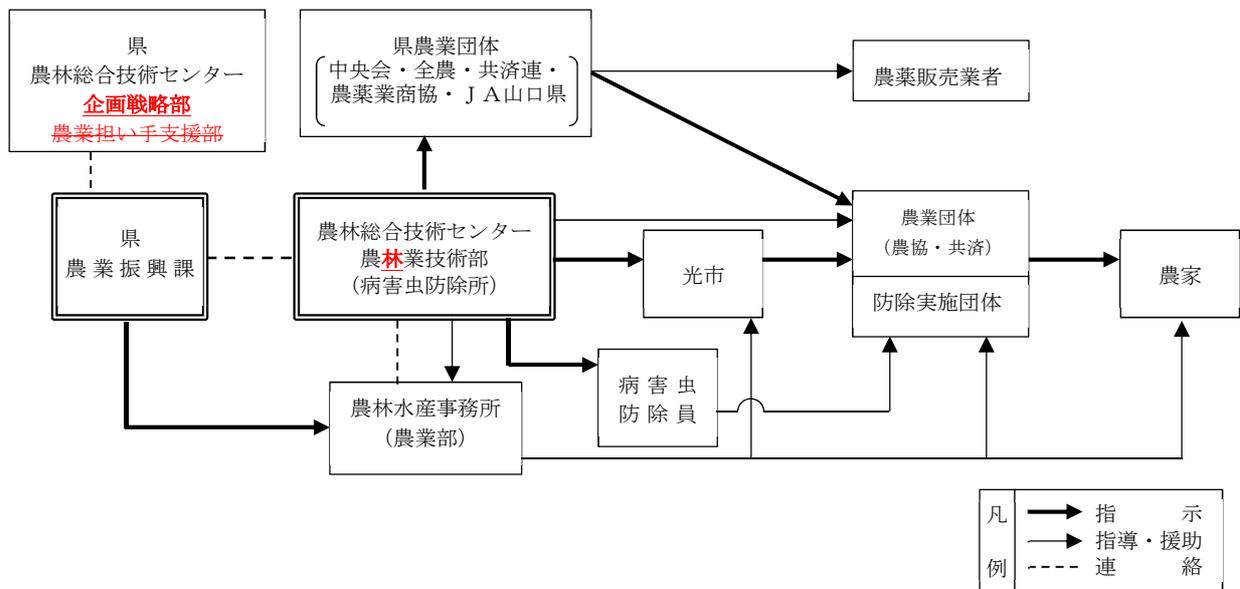
2 県の防除体制

ア 農林総合技術センター農林業技術部（病虫害防除所）と周南農林水産事務所（農業部）は一体となって防除技術指導體制のもと、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握するとともに、県農林水産部へ速報する。

イ 農林総合技術センター農林業技術部（病虫害防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。

ウ （略）

(3) 病虫害防除対策実施体系図



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第4節 家畜管理計画	783	20	・表現の適正化（農林水産課）
修 正 内 容			
第2項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法） 1 組織 （1）農林水産事務所（ <del>東部家畜保健衛生所</del> 家畜保健衛生所 <del>（東部）</del> ）			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第4編 復旧・復興計画 第1章 被災者の生活再建計画 第1節 被災者の生活確保	905	33	・山口県地域防災計画の修正 (利率変更)
修 正 内 容			
<p>第6項 生活資金の確保</p> <p>3 県市町中小企業勤労者小口資金</p> <p>県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸し付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。</p> <p>(1) 貸付限度額 災害資金100万円以内</p> <p>(2) 償還期間 10年以内</p> <p>(3) 利 率 年 <del>1.581</del>1.59% (保証料別途)</p> <p>(4) 申 込 先 中国労働金庫</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第1章 防災思想の普及啓発 第3節 災害教訓の伝承	1044	8	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
<p>市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。<u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市はその取組を支援するものとする。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第8章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制	1083 ～ 1085	表	・組織改編

修 正 内 容

2 配備基準による配備課等

職員配備基準の明確化

を図るため、配備課、配備者について、あらかじめ次のように定める。

配備体制	配備基準	配 備 課	配備人数		業 務 内 容	職員配備基準
			震度3	津波 注意報		
第1警戒 体制	光市に震 度3の地 震発生	防災危機管理課	全職員	全職員	1 地震・津波情報の収集 2 海岸部を始め住民への津波避難情 報の提供 3 職員配備等の各部との連絡調整 4 被災情報、避難情報等の取りまと め及び報告 5 県、関係機関等との連絡調整	あらかじ め所属長 が指名し た職員
		総 務 課 人 材 育 成 ・ 女性活躍推進室 <del>入札監理課</del>	1	4		
	山口県瀬 戸内海沿 岸に津波 注意報	大和支所住民 福 祉 課	1		1 地震・津波情報の収集 2 被災情報等の取りまとめ及び報告	
		企 画 調 整 課 <del>広報・シティプロ</del> <del>モーション推進課</del>	1 <del>2</del>	<del>4</del> <del>2</del>	1 広報車による海岸部への広報 2 報道への対応 3 ホームページの開設及び情報提供	
		財 政 課 ・ 行 政 経 営 室		1		
		情 報 ・ DX 推 進 課	1	2		
		生 活 安 全 課 <del>人権推進課</del>		2	1 地震・津波情報の収集 2 交通災害による市民被害等の取り まとめ及び報告 <u>3 あさえふれあいセンターの開設準 備</u>	
地域づくり推進課	1	1	1 海岸部避難所（牛島、室積、光 井、島田、浅江の各コミュニティセ ンター、 <del>あさえふれあいセンター</del> ） の開設準備 2 施設の安全確認			
福祉総務課	1	3	1 総合福祉センターの避難所開設の 準備 2 海岸部の避難行動要支援者との連 絡調整 3 社会福祉施設等との連絡調整 4 関係機関等との連絡調整			
	高 齢 者 支 援 課 ・ 介 護 老 人 保 健 施 設 民 営 化 準 備 室 子 ども 家 庭 課	1		3		
	健 康 増 進 課			2		

(次頁へ続く)

		農 林 水 産 課	2	1 1	1 災害危険箇所のパトロール 2 関係施設や水門設備等の津波対策の実施 3 漁協との連絡調整 4 海面潮位の観測及び報告	
		<del>観光・シティプロモーション推進課</del>		1	1 <del>商工</del> 観光施設との連絡調整 <del>2 牛島海運及び市内交通機関等との連絡調整</del> 2-3 海水浴、観光客への津波及び避難情報の提供	
		監 理 課		全職員	1 災害危険箇所のパトロール	
		道 路 河 川 課	1	全職員	2 水門等の閉鎖 3 海面潮位の監視	
		建 築 住 宅 課		2	1 市営住宅等との連絡調整	
		都 市 政 策 課	1	2	1 関係施設等のパトロール 2 他課の津波対策の応援協力	
		公 共 交 通 政 策 課		1	1 牛島海運及び市内公共交通機関との連絡調整	
		下 水 道 課		2	1 海岸部の下水道施設の被災警戒 2 関係機関等との連絡調整	
		教 育 総 務 課	1	3		
		文 化 ・ 社 会 教 育 課	1	2	1 学校、教育関係施設の安全確認	
		<del>ス ポ ー ツ 推 進 課</del>		2	2 体育施設、設備等の安全確認	

配備体制	配備基準	配 備 課	配 備 人 数		業 務 内 容	職員配備基準	
			震度4	津 波			
第2警戒体制	光市に震度4の地震発生	防災危機管理課	全職員	全職員	1 地震・津波情報の収集 2 海岸部を始め住民への避難情報の発令 3 職員配備等各部との災害対策の連絡調整 4 被災情報、避難情報等の取りまとめ及び報告 5 県、関係機関等との連絡調整	あらかじめ所属長が指名した職員	
		総務課 人材育成・女性活躍推進室	4	全職員			
		入札監理課	1	全職員			
	山口県瀬戸内海沿岸に津波警報	大和支所 住民福祉課	2	1			1 被災情報等の取りまとめ及び報告 2 他部の応援
		各出張所	各1	各1			1 管内の被害状況の把握等
		企画調整課 <del>広報・シティプロモーション推進課</del>	<del>2</del> 2	全職員	1 広報車による海岸部への広報 2 報道への対応 3 ホームページの開設及び情報提供		
		財政課・行政経営室 情報・DX推進課	1 2	全職員 全職員			
	税務課	4	全職員	1 人的・家屋等の被害状況の調査 2 避難誘導に関すること 3 その他市内の情報収集			
収納対策課	3	全職員					
会計課	1	2	1 施設等の安全確認				

(次頁へ続く)

市 民 課	2	4	1 避難情報に係る住民情報の整理 2 安否確認資料、被災者名簿等の作成
生 活 安 全 課	2	全職員	1 地震・津波情報の収集 2 交通災害による市民被害等の取りまとめ及び報告
人 権 推 進 課	1	1	<b>3 あさえふれあいセンターの開設準備</b>
地域づくり推進課	1	2	1 海岸部避難所（牛島、室積、光井、島田、浅江の各コミュニティセンター、 <del>あさえふれあいセンター</del> ）の開設準備 2 その他コミュニティセンターの避難所開設準備 3 関係施設等のパトロール 4 関係団体等との連絡調整
環 境 政 策 課	2	4	1 関係施設等のパトロール、警戒等 2 関係機関との連絡調整 3 避難所（ペット関連）の開設準備
環 境 事 業 課	1	2	1 関係施設等のパトロール、警戒等 2 関係機関との連絡調整
福 祉 総 務 課	5	全職員	1 総合福祉センターの避難所開設の準備
高 齢 者 支 援 課	5	全職員	2 海岸部の避難行動要支援者との連絡調整
介 護 老 人 保 健 施 設 民 営 化 準 備 室	5	全職員	3 社会福祉施設、保育園等との連絡調整
子 ども 家 庭 課	5	全職員	4 災害救助等
健 康 増 進 課	5	8	5 避難者の相談、健康対応
農 林 水 産 課	全職員	15	1 災害危険箇所のパトロール 2 関係施設との連絡調整 3 関係施設や水門設備等の津波対策の実施 4 海面潮位の観測及び報告
商工振興観光課	1	<del>1</del> 3	1 商工観光施設との連絡調整
<b>観光・シティプロモーション推進課</b>	1	2	2 海水浴、観光客への津波及び避難情報の提供
監 理 課	全職員	全職員	1 災害危険箇所のパトロール 2 水門等の閉鎖
道 路 河 川 課	全職員	全職員	3 海面潮位の監視
建 築 住 宅 課	全職員	全職員	1 市営住宅等との連絡調整
都 市 政 策 課	全職員	全職員	1 関係施設等のパトロール、警戒等
下 水 道 課	6	全職員	2 関係機関との連絡調整
公共交通政策課	1	1	1 牛島海運及び市内交通機関等との連絡調整
教 育 総 務 課	全職員	全職員	1 学校、教育関係施設の避難所開設準備
学 校 教 育 課	全職員	全職員	2 学校、教育関係施設の安全確認
<b>部活動改革推進室</b>	全職員	全職員	3 体育施設、設備等の安全確認
人 権 教 育 課	全職員	全職員	
文 化 ・ 社 会 教 育 課	全職員	全職員	
<b>ス ポ ー ツ 推 進 課</b>	1	2	
図 書 館	1	1	1 施設の安全確認
学 校 給 食 セ ン タ ー	2		1 関係施設等のパトロール、警戒等 2 関係機関との連絡調整
議 会 事 務 局	2	全職員	1 議員との連絡調整

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第8章 災害応急体制の整備 第3節 自衛隊との連携体制	1092	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (連絡先の追加)

修 正 内 容

陸 上 自 衛 隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 <u>県庁内線 (5184)</u> 県防災無線(衛星系)217
	第 13 旅 団	広島県	082-822-3101 <u>防災無線(衛星系) 034-101-941-157</u>
	(略)	(略)	(略)
海 上 自 衛 隊			
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511 <u>防災無線(衛星系) 034-101-89-158</u>
	(略)	(略)	(略)

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第9章 避難予防対策 第1節 市の避難計画	1104	26 ～ 30	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
<p>第6項 避難順位の一般的基準</p> <p><u>避難は要配慮者を優先するものとする。</u></p> <p><del>1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦</del></p> <p><del>2 乳幼児、学童</del></p> <p><del>3 女性</del></p> <p><del>4 その他の者</del></p> <p><del>5 防災従事者</del></p>			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第9章 避難予防対策 第1節 市の避難計画	1105	6	・山口県地域防災計画の修正 (防災基本計画の修正)
修 正 内 容			
<p><b>第8項 避難所の運営管理</b></p> <p>避難所における活動を円滑に実施するために必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。また、市及び避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境確保のために専門家との定期的な情報交換に努める。</p> <p>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、<u>食物アレルギー</u>にも配慮するものとする。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第9章 避難予防対策 第1節 市の避難計画	1105	27	・山口県地域防災計画の修正 (防災基本計画の修正)
修 正 内 容			
<p>第10項 避難所の整備に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所での備蓄</p> <p>食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、<b>再生可能エネルギーの活用を含めた</b>非常用電源等避難生活に必要な物資</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第9章 避難予防対策 第1節 市の避難計画	1106	2	・時点修正（福祉総務課）

修 正 内 容

**第12項 被災者支援**

~~税務課福祉総務課~~が住家被害調査、~~福祉総務課が~~罹災証明書交付等の担当であるが、大規模災害に備えて、庁内の応援体制の構築、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害調査の担当者の育成、他団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備を図る。

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第17章 津波災害予防対策 第2節 津波からの避難	1126	図	・組織改編
修 正 内 容			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>防災危機管理課 商工<del>振興</del>観光課</p> <p>農林水産課 福祉総務課</p> <p>高齢者支援課</p> </div>			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制	1153	表	・組織改編

修 正 内 容

6 市本部の設置（廃止）の通知等

総務対策部長は、市本部が設置又は廃止されたときは、直ちにその旨を次により通知及び公表するものとする。

通知又は公表先	担当課	主な通知又は公表方法
(略)	(略)	(略)
一 般 住 民	企 画 調 整 課 <del>広報・シティプロモーション推進室</del>	広報車、電話（自治会長等を通じて）
	防 災 危 機 管 理 課	防災行政無線、防災広報ダイヤル、メール配信サービス、 防災情報電話通知サービス、市SNS
	情 報 推 進 課	市ホームページ
	大 和 支 所 住 民 福 祉 課	電話（自治会長等を通じて）
報 道 機 関	<u>企 画 調 整 課</u> <del>広報・シティプロモーション推進室</del>	電話、FAX、文書

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制	1156	4	・組織改編
修 正 内 容			
<p>4 職員の動員配備</p> <p>(1) 勤務時間内</p> <p>イ 被害等の状況により、本部長が震度等と異なった配備体制をとる決定をした場合は、総務対策部長は、直ちに各対策部長に当該体制を通知するとともに、庁内放送、電話等により周知の徹底を図る。また、<del>支所</del>・水道局・総合病院等にも速やかに連絡する。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第2節 災害対策総合連絡本部	1169	図	・組織改編
修 正 内 容			
<p>別表第1</p> <p>「市本部組織図」を別紙1のとおり修正する。</p>			

項 目	頁	行	修正理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第2節 災害対策総合連絡本部	1170 ~ 1177	表	・組織改編

修 正 内 容

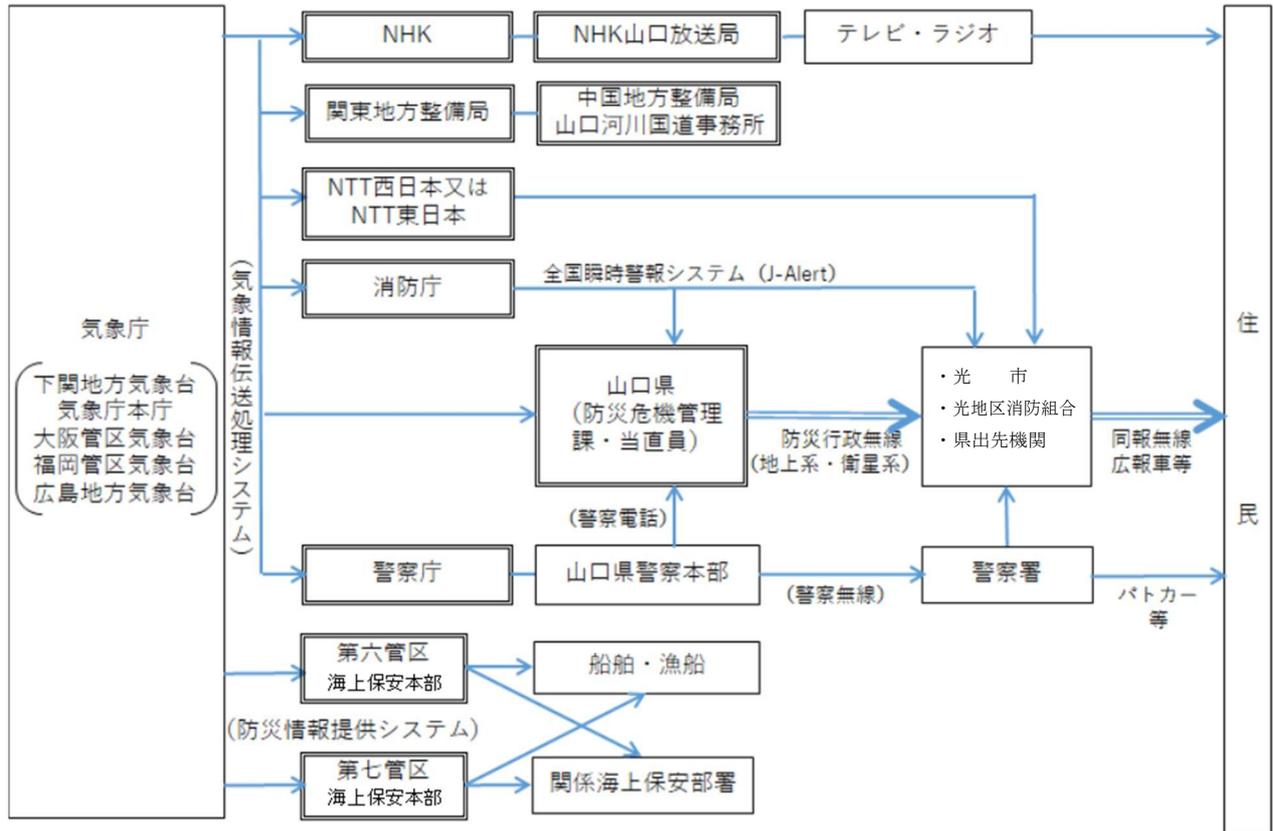
別表第2

「部、班の編成及び掌握事務」を別表2のとおり修正する。

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	1190	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (接続形態等の変更)

修正内容

気象台からの伝達系統図



項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	1194	3	・山口県地域防災計画の修正 (基準変更)
修 正 内 容			
<p>第2項 関係機関による措置事項</p> <p>(4) 緊急地震速報</p> <p>緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上<u>または長周期地震動階級3以上の揺れ</u>が予想された場合に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民等に情報提供をする。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	1195	表	・山口県地域防災計画の修正 (基準変更)

修 正 内 容

第2項 関係機関による措置事項

(5) 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

地震情報 の種類	発表基準	内 容
(略)	(略)	(略)
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	<u>・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎の長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u>
<u>推計震度分布図</u>	<u>・震度5弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</u>
(略)	(略)	(略)

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	1195	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (誤記修正)

修 正 内 容

第2項 関係機関による措置事項

(6) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

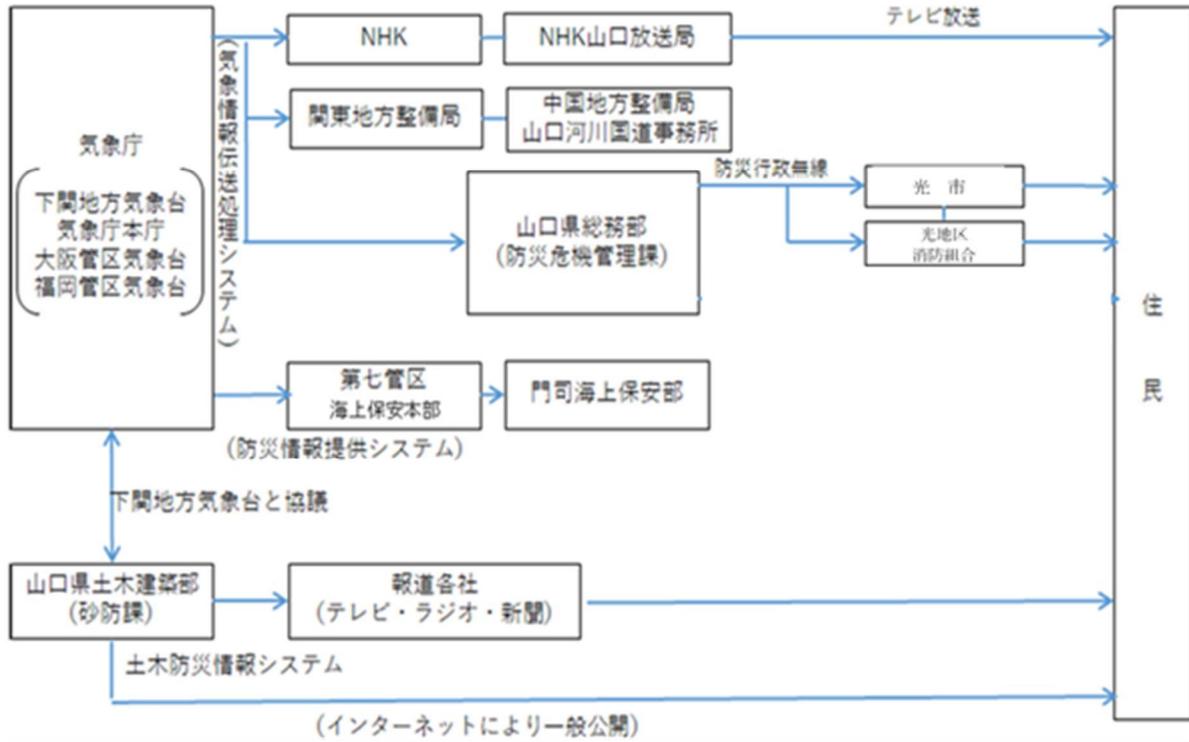
解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版)  <del>※ホームページでの発表をしていない。</del>	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・ (担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ (担当地域で) 震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	1202	図	・山口県地域防災計画の修正 (接続形態等の変更)

修 正 内 容

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第5節 広報計画	1208	図	・組織改編

修 正 内 容

企画調整課 生活安全課

~~広報・シティプロモーション推進室~~

大和支所住民福祉課

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第5節 広報計画	1209	5	・組織改編

修 正 内 容

**第2項 災害時の広報活動**

1 広報対策部広報情報班等の体制

広報情報班は、単独で又は他班の応援を受けて、次のような係を設け、必要な災害広報を実施する。

また、**環境**市民対策部生活**安全保全班**及び**市民対策部支所班**は、被災者の陳情、相談等の広聴を実施する。

担当係名	対 応 す る 事 項
<b>まちひとネットワーク係</b> <b>広報広聴係</b>	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集のうえ、報道機関への提供、庁内外、県等の展示依頼に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・掲示板等の活用に関する事。 (4) 報道機関への情報資料の発表に関する事。
( 略 )	(略)

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第4章 避難計画 第1節 避難指示等	1216	図	・組織改編

修 正 内 容

防災危機管理課

~~大和支所住民福祉課~~

企画調整課 消防組合

~~広報・シティプロモーション推進~~

室

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第11章 水防・消防、危険物等対策計画 第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画	1240	3	・山口県地域防災計画の修正 (法律名の変更)
修 正 内 容			
<p><b>第3項 放射性物質</b></p> <p>地震災害により放射性物質の漏洩等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等<u>の規制による放射線障害の防止に関する法律</u>」<u>又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」</u>に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講じる。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第11章 水防・消防、危険物等対策計画 第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画	1241	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (法律名の変更)

修 正 内 容

第3項 放射性物質

2 応急対策実施機関及び措置

実 施 者	措 置 内 容
使 用 者 取 扱 関 係 者	<p>放射性同位元素又は放射線発生装置に関して、放射線障害の発生又はおそれがある場合には、「放射性同位元素等<del>の規制による放射線障害の防止</del>に関する法律」<u>又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」</u>に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線源の露出、拡散等の発生若しくはおそれがある場合は、下松労働基準監督署、県警察、市等に通報する。</p> <p>(2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。</p>

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第15章 応急教育計画 第1節 文教対策	1258	16	表現の適正化（教育総務課）

修 正 内 容

(ウ) 校長は、状況に応じ市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。  
 なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育庁学校運営・施設整備室教育政策課に休校の状況を報告することとする。

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第17章 公共施設等の応急復旧計画 第1節 公共土木施設	1281	図	表現の適正化（大和支所）

修 正 内 容

監 理 課      道路河川課  農林水産課 <span style="color: red;">大和支所地域事業課</span>
--

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 防災機関・団体	1401	表	・表現の適正化(周南健康福祉センター)

修 正 内 容

○防災関係機関連絡先一覧

第 2 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
県総務部防災危機管理課	山口市滝町1番1号	083-933-2367
周南県民局	周南市毛利町二丁目38番地	0834-33-6401
周南健康福祉センター	〃	0834-33-6421
<u>(周南環境保健所)</u>	<del>〃</del>	<del>0834-33-6423</del>
周南農林水産事務所(総務課)	〃	0834-33-6451
周南土木建築事務所	〃	0834-33-6471
周南港湾管理事務所	〃 築港町9番1号	0834-21-1787
東部家畜保健衛生所(畜産部)	柳井市南町一丁目10番3号	0820-22-2416
周南農林水産事務所水産部	〃 南町三丁目9番3号	0820-22-0740
周南流域下水道浄化センター	光市大字浅江929番地125	0833-72-7096

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 防災機関・団体	1406	図	・時点修正（光地区消防組合）
修 正 内 容			
<p data-bbox="156 387 863 423">「光地区消防組合機構図」を別紙3のとおり修正する。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 救援施設等	1435	表	・時点修正(健康増進課、光市医師会)

修 正 内 容

○市内医療機関一覧

地区	医療機関名	住所	電話番号	診療科目	病床数
浅 江	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	梅田病院	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	産・婦・児・ <u>肛門</u>	34
	兼清外科	浅江三丁目1番25号	71-0800	外・整・内・消外・肛 外・ <u>麻</u>	0
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	河内山医院	大字浅江1340番地1	71-1040	内・児・麻・ <u>ペインクリニック</u>	0
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	佃医院	虹ヶ丘一丁目13番10号	71-0816	内・児・外・ <u>リハ・麻</u>	0
	<u>虹ヶ浜整形外科クリニック</u>	<u>虹ヶ浜一丁目9番11号</u>	<u>44-7024</u>	<u>整・リハ・リウ</u>	<u>0</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	光市立光総合病院	光ヶ丘6番1号	72-1000	内・外・整・脳外・泌・ 眼・耳・麻・児・婦・ 精・ <u>緩々・放・リハ</u>	210
	光内科消化器科	浅江二丁目12番3号	72-0010	内・消・循・ <u>呼</u> ・放	0
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	守友医院	浅江一丁目17番20号	71-2010	内・ <u>糖尿</u>	0
	やまて小児科・アレルギー科	浅江一丁目10番12号	72-5041	児・アレルギー・ <u>漢方小児</u>	0
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
島 田	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	多田クリニック	島田一丁目1番21号	74-2960	内・循・消・外・ <u>児</u> ・リハ	0
	光中央病院	島田二丁目22番16号	72-0676	内・放・整・ <u>小整外</u> ・ 外・麻・ <u>呼</u> ・消・脳外・ リハ・ <u>乳外・アレルギー</u>	98
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(次頁へ続く)

地区	医療機関名	住所	電話番号	診療科目	病床数
光 井	市川医院	中央三丁目 2 番 26 号	72-5700	胃・内・リハ・麻・ 消・循・呼・糖尿・ 神内	719
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ひかり腎泌尿器 科クリニック	中央四丁目 5 番 8 号	48-5000	内・泌・血液透析	0
室 積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	近藤整形外科	室積一丁目 7 番 15 号	78-0128	整・皮・リハ	0
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三 井	河村循環器神経 内科	三井六丁目 18 番 1 号	77-0606	内・循・児	119
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大 和	光市立大和総合 病院	大字岩田 974 番地	0820-48 -2111	内・呼・消・循・ 外・整・婦・児・耳・ 歯・歯外・眼・脳外・ 脳内・リハ	243

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 救援施設等	1436	表	・時点修正（健康増進課）

修 正 内 容

○市内歯科医院一覧

歯科医院	診療科目	所在地	電話番号
(略)	(略)	(略)	(略)
浅江 くにもと歯科	歯科・矯正歯科・小児 歯科・ <u>歯科口腔外科</u>	虹ヶ浜一丁目5番37 号	48—8750
(略)	(略)	(略)	(略)
光井	(略)	(略)	(略)
<u>森本歯科医院</u>	<u>歯科</u>	<u>光井三丁目11番11 号</u>	<u>71—1698</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
大和	<u>ひかり歯科ク リニック</u>	<u>大字岩田 2346 番地 1</u>	<u>0820—48—3933</u>
	大和歯科医院	大字岩田 2483 番地 6	0820—48—4978
	光市立大和総 合病院	歯科・小児歯科・歯科 口腔外科	大字岩田 974 番地

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 救援施設等	1437	表	・時点修正（健康増進課）

修 正 内 容

○市内薬局一覧

地区	店 名	住 所	電 話 番 号	備 考
浅江	<u>あいりす薬局</u>	<u>虹ヶ浜一丁目9番13号</u>	<u>44-7337</u>	
	<u>エイト薬局</u>	<u>光ヶ丘3番3号</u>	<u>48-8618</u>	
	(略)	(略)	(略)	
	<u>(株)</u> ファミリー薬局	光ヶ丘2番2号	74-0312	
	(略)	(略)	(略)	
	ココカラファイン薬局 <u>光店</u>	木園一丁目5番28号	72-8881	
	(略)	(略)	(略)	
	イオン薬局光店	大字浅江 <u>字木園</u> 1756番地1	71-2971	
島田	(略)	(略)	(略)	
	島田薬局	島田二丁目 <u>1814番7-5号</u>	72-5300	
	(略)	(略)	(略)	
光井	(略)	(略)	(略)	
	<u>ふくふく薬局</u>	<u>中央四丁目5番3号</u>	<u>48-8822</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 輸送	1439	表	・時点修正（下水道課、商工振興課、 観光・シティプロモーション推進課、 監理課、道路河川課、建築住宅課、都 市政策課、教育総務課）

修 正 内 容

○市公用車一覧

	軽自動車	小型・普通自動 車	その他	計
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
下水道課	<del>3</del> 2	<del>1</del>		3
商工 <del>振興</del> 観光課	<del>1</del>	1		<del>1</del> 2
<u>観光・シティプロモ ーション推進課</u>	<u>1</u>			<u>1</u>
監 理 課	<del>2</del> 1			<del>2</del> 1
道路河川課	4	1	<del>4</del> 3	<del>9</del> 8
建築住宅課	<u>1</u>	<del>1</del> 2		2
都市政策課	<del>2</del> 3	1	1	<del>4</del> 5
教育委員会	<del>5</del> 3	<del>4</del> 6		9
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合 計	<del>53</del> 50	<del>32</del> 36	<del>31</del> 30	116

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 消防	1463	表	・時点修正（光地区消防組合）

修 正 内 容

○光地区消防組合所有車両等一覧（令和5-4年4月1日現在）

○消防団車両等一覧消防団所有機械器具配置状況一覧（令和5-4年4月1日現在）

種類	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	無線機（基地局含む）	発電機
<u>計数量</u>	4	9	22	123	14

○消防水利の現況（令和5-4年4月1日現在）

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 消防	1468	表	・時点修正（光地区消防組合）

修 正 内 容

○市内危険物施設一覧

（令和 5-4年 4月 1日現在）

製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					計
	屋 内	屋 外	屋 外 タン ク	屋 内 タン ク	地 下 タン ク	簡 易 タン ク	移 動 タン ク	屋 外	給 油	給 油 （自 家用）	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	一 般	
1	<del>28</del> 27	<del>9</del>	54		16		<del>109</del>	<del>9</del>	<del>17</del> 16	13			<del>51</del> 52	<del>198</del> 197

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 消防	1469	表	・時点修正（光地区消防組合）

修 正 内 容

○市内高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧

第 1 種 製 造 者				第 2 種 製造者	第 1 種 貯蔵所	第 2 種 貯蔵所	特定高圧ガ ス消費
一般ガス	コンビ	LPガス	一般・LP				
8		<u>1</u>		<u>1213</u>	1	<u>89</u>	4

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 消防	1470	表	・時点修正（光地区消防組合）

修 正 内 容

○市内化学消火剤・油処理剤等の所在状況一覧（令和5年4月1日現在）

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 水防	1485 1487	表	・時点修正（農林水産課）
修 正 内 容			
<p>「市内防災重点ため池一覧」を別紙4のとおり修正する。</p> <p>「市内危険ため池一覧」を別紙5のとおり修正する。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 災害危険箇所	1490 ～ 1498	表	・時点修正（農林水産課）
修 正 内 容			
<p>「山地災害危険地区一覧」「第1山腹崩壊危険地区一覧」を別紙6のとおり修正する。  「第2崩落土砂流出危険地区一覧」を別紙7のとおり修正する。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 災害危険箇所	1519 ～ 1534	表	・時点修正（監理課）

修 正 内 容

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

**第 1 急傾斜地の崩壊**

大字等	区域番号	区域名	警戒区域		特別警戒区域		避難場所
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
小周防	K-210-RD352-027	小周防(一)(29)	<u>R04.10.18</u> <del>H28.12.20</del>	<u>309</u> <del>418</del>	<u>R04.10.18</u> <del>H28.12.20</del>	<u>315</u> <del>420</del>	周防コミュニティセンター
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
光井	K-210-RD542-014	光井(一)(6)	<u>R04.10.18</u> <del>H28.12.20</del>	<u>309</u> <del>418</del>	<u>R04.10.18</u> <del>H28.12.20</del>	<u>315</u> <del>420</del>	光市総合福祉センター
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 様式等	1931	表	・表現の適正化（教育総務課）

修 正 内 容

## ○学校被害状況報告様式

注) 提出先 県立学校（大学を除く）……………県教育庁教育政策課  
市町教育委員会……………県教育庁 **学校運営・施設整備室教育政策課**  
県立大学及び私立学校……………県総務部学事文書課

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 様式等	1932	表	・表現の適正化（教育総務課）

修 正 内 容

## ○休校状況報告様式

注1) 提出先

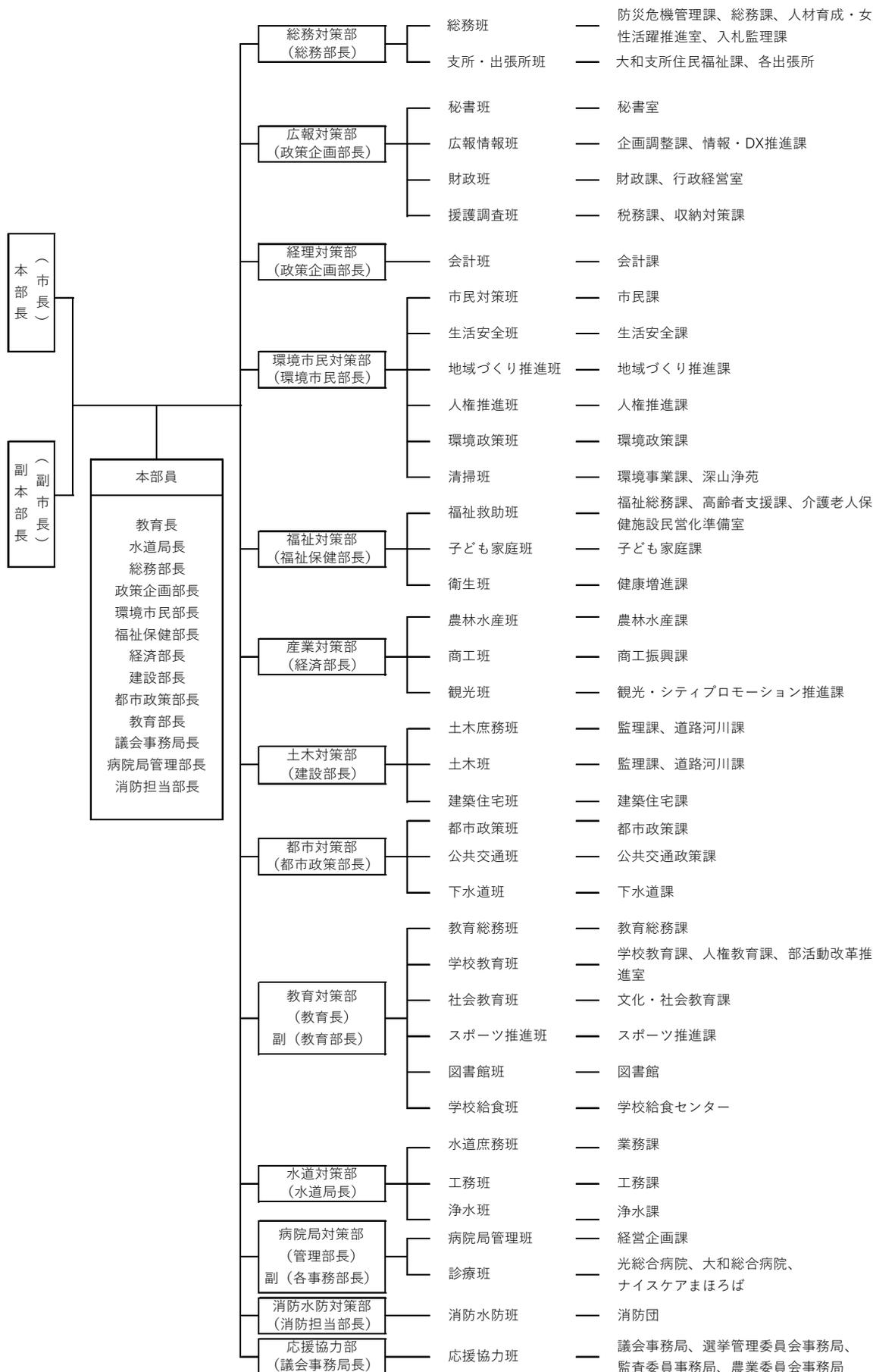
- ・ 県立学校（大学を除く）……………県教育庁教職員課
- ・ 市町教育委員会……………県教育庁 **学校運営・施設整備室教育政策課**
- ・ 県立大学及び私立学校……………県総務部学事文書課

項 目	頁	行	修正の理由
全編共通			
修 正 内 容			
<p>計画全体を通じての修正内容</p> <p>1 市の見直しによるもの</p> <p>（1）組織改正に伴う修正</p> <p>ア 「環境市民部」、「都市政策部」、「商工振興課」、「観光・シティプロモーション推進課」、「スポーツ推進課」、「部活動改革推進室」を追加する。</p> <p>イ 「環境部」、「市民部」、「広報・シティプロモーション推進課」、「商工観光課」、「体育課」を削除する。</p> <p>2 その他</p> <p>組織改正に伴う各節における担当所管の記載変更については、本表への記載を省略する。</p>			



別表第 1

市 本 部 組 織 図





別表第2

## 部、班の編成及び所掌事務

部・班の編成及び所掌事務は次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務に従って防災対策を実施する。

部	班	担当課	所 掌 事 務
総務対策部 部長：総務 部長	総 務 班	防災危機管理課 総 務 課 人材育成・ 女性活躍推進室 入札監理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>2 各対策部との連絡調整に関する事。</li> <li>3 本部員会議の庶務に関する事。</li> <li>4 気象情報等の収集及び伝達に関する事。</li> <li>5 本部長の指示等の周知・伝達に関する事。</li> <li>6 職員の動員・配備に関する事。</li> <li>7 各対策部からの災害情報、被害報告の取りまとめに関する事。</li> <li>8 県、消防庁への被害報告に関する事。</li> <li>9 各対策部の不足要員の調整に関する事。</li> <li>10 県、他市町等への応援要請に関する事。</li> <li>11 自衛隊の災害派遣要請の要求に関する事。</li> <li>12 防災用車両の集中管理、配車に関する事。</li> <li>13 緊急車両の確保に関する事。</li> <li>14 緊急通行車両の確認申請に関する事。</li> <li>15 避難情報、避難所情報の収集に関する事。</li> <li>16 避難指示等に関する事。</li> <li>17 ライフラインに関する情報の収集、提供に関する事。</li> <li>18 防災行政無線等の通信手段の確保に関する事。</li> <li>19 臨時ヘリポートの確保に関する事。</li> <li>20 自主防災組織との連絡調整に関する事。</li> <li>21 被害情報資料の作成及び報告事務に関する事。</li> <li>22 職員の食事の確保に関する事。</li> <li>23 被害状況の調査に関する事。</li> <li>24 災害防止及び応急活動の応援に関する事。</li> <li>25 その他、他対策部に属さない事項に関する事。</li> <li>26 災害対策本部の運営に関する事</li> </ol>
	支所・出張 所 班	大和支所 住民福祉課 各出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支所・出張所利用者の安全確保対策に関する事。</li> <li>2 管内の被害状況の取りまとめ、市本部への報告に関する事。</li> <li>3 管内の関係団体、自治会、自主防災組織との連絡調整に関する事。</li> <li>4 住民からの問い合わせ、要望、苦情等の取りまとめ、本部との連絡調整に関する事。</li> <li>5 避難所の開設及び運営等の協力に関する事。</li> <li>6 支所・出張所の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> </ol>

広報対策部 部長：政策 企画部長	秘書班	秘書室	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
	広報情報班	企画調整課 情報・DX推進課	1 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。 2 住民等への広報活動に関する事。 3 住民等への避難情報等の連絡に関する事。 4 臨時広報紙等の発行に関する事。 5 災害現場の写真撮影、記録の収集及び保管に関する事。 6 災害情報及び災害応急対策に係る報道機関との調整に関する事。 7 報道機関に対する記者会見等の対応に関する事。 8 災害に関する広聴活動に関する事。 9 災害視察者等に対する応接に関する事。 10 被害状況の調査に関する事。 11 災害防止及び応急活動の応援に関する事。 12 庁内情報システムの保安全管理に関する事。 13 システムの被害調査及び応急復旧対策に関する事。 14 市ホームページによる各種災害情報等の提供に関する事。 15 インターネットによる情報収集に関する事。
	財政班	財政課	1 災害対策の予算編成に関する事。 2 災害対策に必要な財政措置に関する事。 3 市有財産の被害状況の取りまとめに関する事。 4 被害状況の調査に関する事。 5 災害防止及び応急活動の応援に関する事。 6 部内他班への応援協力に関する事。
	援護調査班	税務課 収納対策課	1 避難所の開設・運営の協力に関する事。 2 救援物資の受取り、仕分け、配分等に係る応援に関する事。 3 土地・家屋、被災者等の被害状況調査に関する事。 4 市民税・国民健康保険税等の減免、徴収猶予等の措置に関する事。 5 被害状況の調査に関する事。 6 災害防止及び応急活動の応援に関する事。 7 部内他班・他部への応援協力に関する事。
経理対策部 部長：政策 企画部長	会計班	会計課	1 災害経費の出納に関する事。 2 救護金品の受入れ、配布その他救援物資等生活必需品の調達配布の協力に関する事。 3 他対策部への応援協力に関する事。 4 金融機関の調査（被害・業務状況等の確認）に関する事。 5 現金等の保管場所の確保に関する事。
環境市民対策部 部長：環境 市民部長	市民対策班	市民課	1 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。 2 出張所との連絡調整に関する事。 3 被災者名簿の作成に関する事。 4 埋火葬の許可に関する事。
	生活安全班	生活安全課	1 災害に対する住民からの問い合わせ、要望、苦情等の対応に関する事。 2 相談窓口の設置に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>3 被災地における防犯に関すること。</li> <li>4 災害時の交通安全対策に関すること。</li> <li>5 飲料水対策に関すること。</li> </ul>
地域づくり 推進班	地域づくり 推進課		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 管轄組織等との連絡調整に関すること。</li> <li>2 関係施設等の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関すること。</li> <li>3 避難所の開設及び運営に関すること。</li> </ul>
人権推進班	人権推進課		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人権推進施設の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関すること。</li> <li>2 その他人権推進対策に関すること。</li> <li>3 部内他班への応援協力に関すること。</li> </ul>
環境政策班	環境政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の庶務及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 環境対策全般に関すること。</li> <li>3 関係施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>4 被害状況の調査に関すること。</li> <li>5 飲料水汚染対策に関すること。</li> <li>6 遺体の処置及び埋火葬に関すること。</li> <li>7 産業公害、その他の環境対策に関すること。</li> <li>8 災害応急活動の応援に関すること。</li> <li>9 避難所の開設・運営に関すること。</li> </ul>
清 掃 班	環境事業課 深 山 浄 苑		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ごみ、し尿、がれき等の収集、処理、清掃に関すること。</li> <li>2 周南地区衛生施設組合、周南東部環境施設組合との連絡に関すること。</li> <li>3 廃棄物関係施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>4 し尿の処理に関すること。</li> <li>5 し尿施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>6 関係業者等との連絡調整に関すること。</li> <li>7 仮置場の確保並びに管理に関すること</li> </ul>
福祉対策部 部長：福祉 保健部長	福祉救助班	福祉総務課 高齢者支援課 介護老人保健施設 民営化準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の庶務並びに連絡調整に関すること。</li> <li>2 総合福祉センター、社会福祉施設の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関すること。</li> <li>3 避難行動要支援者の被害状況の調査、安否確認、支援対策に関すること。</li> <li>4 日常生活用具、補装具等の調達に関すること。</li> <li>5 避難行動要支援者の入所施設確保、搬送等に関すること。</li> <li>6 所管の社会福祉施設との連絡調整に関すること。</li> <li>7 障害者団体への応援協力に関すること。</li> <li>8 ボランティアの受付、活動支援に関すること。</li> <li>9 市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</li> <li>10 避難所の開設及び運営に関すること。</li> <li>11 災害応急活動の応援に関すること。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>12 福祉避難所の調整に関する事。</li> <li>13 福祉関係の相談に関する事。</li> <li>14 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事。</li> <li>15 日赤山口県支部等救助に関する防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>16 災害救助法の適用申請に関する事。</li> <li>17 罹災証明書（火災を除く。）の発行に関する事。</li> <li>18 被災者の移送、収容保護に関する事。</li> <li>19 災害救助物資、義援金品、見舞金等の受入れ及び配布その他救援物資等生活必需品の調達・配布に関する事。</li> <li>20 災害弔慰金、見舞金の支給に関する事。</li> <li>21 その他被災者の生活支援に基づく事。</li> <li>22 部内他班への応援協力に関する事。</li> </ul>
	子ども家庭班	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 保育園・幼稚園児の安全対策に関する事。</li> <li>2 保育園・幼稚園の被害調査及び災害応急対策に関する事。</li> <li>3 避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>4 その他子どもの家庭に関する事。</li> <li>5 部内他班への応援協力に関する事。</li> </ul>
	衛生班	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 病院局対策部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 医師会及び医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 医師会への医療救護班の派遣要請に関する事。</li> <li>4 感染症対策に関する事。</li> <li>5 避難者等の健康管理に関する事。</li> <li>6 被災地における食品衛生及び生活衛生に関する事。</li> <li>7 防疫の実施に関する事。</li> <li>8 診療所等関係施設、設備の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>9 医療救護所の開設及び運営に関する事。</li> <li>10 医療品、医療資機材の確保に関する事。</li> <li>11 部内他班の応援協力に関する事。</li> </ul>
産業対策部 部長：経済部長	農林水産班	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。</li> <li>2 防災パトロール及び危険箇所の観測に関する事。</li> <li>3 農地、農業用施設、畜産関係の被害調査及び応急復旧対策に関する事。</li> <li>4 農業関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>5 農道、ため池等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関する事。</li> <li>6 農道、ため池等の二次災害の防止に関する事。</li> <li>7 防災用主食及び副食の確保に関する事。</li> <li>8 農業者への防災指導及び防疫に関する事。</li> <li>9 種子、種苗の供給に関する事。</li> <li>10 家畜の管理、飼料の需給に関する事。</li> </ul>

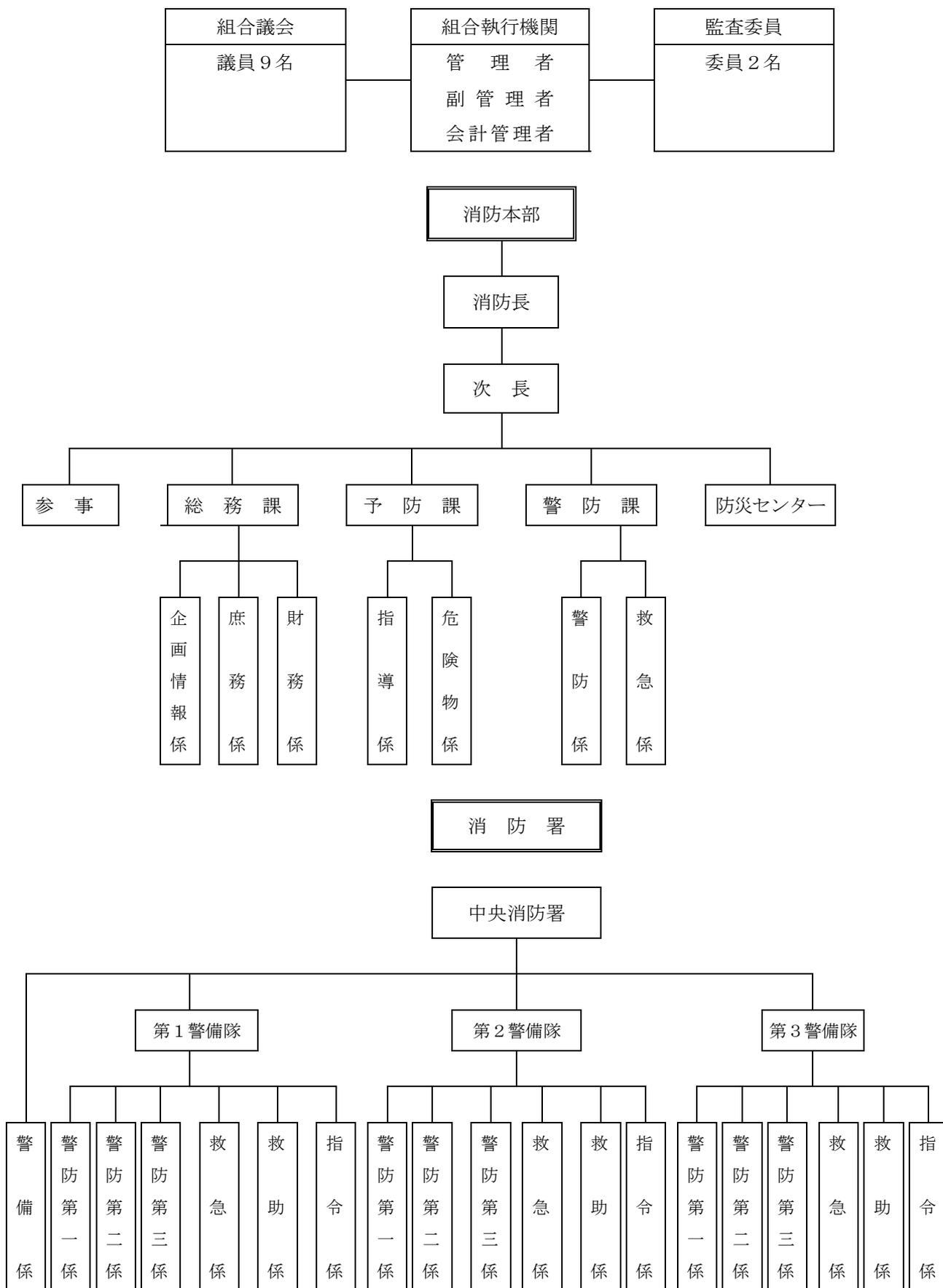
			<ul style="list-style-type: none"> <li>11 災害金融対策に関すること。</li> <li>12 雨量、潮位等の情報の整理、現場状況の確認・観測及びこれに伴う状況判断資料等の作成に関すること。</li> <li>13 避難所の開設に関すること。</li> <li>14 部内他班の応援協力に関すること。</li> <li>15 里の厨の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>16 農村施設（農村婦人の家、周防多目的集会所等）の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>17 水産関係施設等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>18 水産関係施設等の二次災害の防止に関すること。</li> <li>19 船舶の確保に関すること。</li> <li>20 水産関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>21 治山、市有林、林道、山林関係等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>22 治山、市有林、林道、山林関係等の二次災害の防止に関すること。</li> <li>23 林業関係団体との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	商 工 班	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 商工業施設関係の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>2 緊急食料及び生活必需品の調達に関すること。</li> <li>3 売り惜しみ等対策に関すること。</li> <li>4 商工業者に対する経営指導及び金融対策に関すること。</li> <li>5 その他応急商工業対策に関すること。</li> <li>6 避難所の開設及び運営に関すること。</li> </ul>
	観 光 班	観光・シティプロモーション推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 観光施設関係の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>2 滞留旅客対策に関すること。</li> <li>3 観光協会等との連絡調整に関すること。</li> <li>4 避難所の開設及び運営に関すること。</li> </ul>
土木建設対策部 部長：建設部長	土木庶務班	監理課 道路河川課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水防に関すること。</li> <li>2 部内の庶務並びに連絡調整に関すること。</li> <li>3 建設業者並びに関係機関への協力要請に関すること。</li> <li>4 災害対策用備蓄器具、資材の整備・確保に関すること。</li> </ul>
	土 木 班	監理課 道路河川課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 防災パトロール及び危険箇所の観測に関すること。</li> <li>2 道路、河川、橋梁の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>3 道路、河川、橋梁の二次災害の防止に関すること。</li> <li>4 国土交通大臣所管の海岸及び港湾の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>5 国土交通大臣所管の海岸及び港湾の二次災害の防止に関すること。</li> <li>6 道路啓開に関すること。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>7 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>8 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の二次災害の防止に関すること。</li> <li>9 緊急輸送道路の確保に関すること。</li> <li>10 障害物の除去に関すること。</li> <li>11 雨量、水位、潮位の情報の整理、現場状況の確認・観測及びこれに伴う状況判断資料等の作成に関すること。</li> <li>12 雪害対策に関すること。</li> <li>13 被災宅地の応急危険度判定に関すること。</li> <li>14 部内他班の応援協力に関すること。</li> </ul>
	建築住宅班	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公営住宅、その他公共建物の警戒、被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>2 被災者への公営住宅の提供及び必要な措置、賃貸住宅の居室の借上げ等に関すること。</li> <li>3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理に関すること。</li> <li>4 応急仮設住宅の供与対象者及び入居予定者の選定に関すること。</li> <li>5 被災住宅の応急危険度判定に関すること。</li> <li>6 部内他班の応援協力に関すること。</li> </ul>
都市政策対策部	都市政策班	都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 都市公園等都市計画施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 被災宅地の応急危険度判定に関すること。</li> <li>3 災害復興都市計画の策定に関すること。</li> <li>4 部内他班の応援協力に関すること。</li> </ul>
部長：都市政策部長	公共交通政策班	公共交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公共交通の施設及び車両等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>2 公共交通の運行調査に関すること。</li> <li>3 公共交通事業者との連絡調整に関すること。</li> <li>4 その他応急公共交通対策に関すること。</li> </ul>
	下水道班	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の警戒、被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>2 周南浄化センター、周南流域下水道関係市町との連絡調整等に関すること。</li> <li>3 建設業者及び一般廃棄物処理業者等への協力要請に関すること。</li> <li>4 部内他班の応援協力に関すること。</li> </ul>
教育対策部	教育総務班	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の庶務及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 児童生徒、施設利用者等の被災状況、教育施設の被害状況の取りまとめ、市本部への報告に関すること。</li> <li>3 県教育委員会との連絡、報告等に関すること。</li> <li>4 避難所の開設及び運営に関すること。</li> <li>5 仮教室の設置に関すること。</li> </ul>
部長：教育長			

			6 教育委員会及び小中学校の管理に関する事。
	学校教育班	学校教育課 人権教育課 部活動改革 推 進 室	1 児童生徒の安全確保、避難対策に関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 応急教育に関する事。 4 被災児童生徒への教科書、学用品等の給与に関する事。 5 被災児童生徒への医療、防疫及び給食等に関する事。
	社会教育班	文化・社会 教育課	1 施設利用者の安全確保対策に関する事。 2 社会教育施設等の被害調査、応急復旧対策に関する事。 3 避難所の開設及び運営に関する事。 4 文化財の被害状況の調査、応急復旧対策に関する事。
	スポーツ推 進班	スポーツ推 進課	1 施設利用者の安全確保対策に関する事。 2 施設利用者等の被災状況、社会体育施設の被害状況の調査、応急復旧対策、市本部への報告に関する事。 3 避難所の開設及び運営に関する事。
	図書館班	図 書 館	1 施設利用者の安全確保対策に関する事。 2 施設利用者等の被災状況、図書館及び分館の被害状況の調査、応急復旧対策、市本部への報告に関する事。
	学校給食班	学校給食 センター	1 施設・設備等の被害調査、応急復旧対策及び衛生管理に関する事。 2 給食の供給に関する事。
水道対策部 部長：水道 局長	水道庶務班	業 務 課	1 部内の庶務及び連絡調整に関する事。 2 上水道施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧計画に関する事。 3 水道関係の広報に関する事。 4 他水道事業者及び他関係機関への応援協力に関する事。 5 上水道施設の給水応急復旧計画の作成に関する事。 6 総務対策部及び市民対策部との連絡調整に関する事。 7 部内他班の応援協力に関する事。
	工 務 班	工 務 課	1 管路、配水施設の被害調査、応急復旧対策に関する事。 2 管路、配水施設の応急復旧計画に関する事。 3 光市管工事協同組合への応援要請に関する事。 4 応急給水計画の実施に関する事。 5 応急給水の実施に関する事。
	浄 水 班	浄 水 課	1 取水、導水、浄水、送水施設の被害調査、応急復旧対策に関する事。 2 取水、導水、浄水、送水施設の応急復旧計画に関する事。 3 水質検査に関する事。 4 その他浄水場の運営管理に関する事。
病院局対策 部 部長：管理 部長	病院局管理 班	経営企画課	1 入院患者、入所者、外来患者等の被災状況の取りまとめ、市本部への報告に関する事。 2 病院施設、入所施設の被害調査、応急対策に関する事。 3 医師会、他の医療機関との連絡に関する事。
	診 療 班	光総合病院	1 入院患者、入所者、外来患者等の安全確保対策に関する事。

		大和総合病院 ナイスケア まほろば	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 応急医療、助産に関する事。</li> <li>3 医療救護班の編成に関する事。</li> <li>4 医薬品、衛生材料等の確保に関する事。</li> <li>5 遺体の処理に関する事。</li> <li>6 避難所、応急仮設住宅への巡回医療に関する事。</li> <li>7 入院患者、入所者、外来患者等の心のケアに関する事。</li> </ul>
消防水防対策部  部長：消防 担当部長	消防水防班	消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に関する事。</li> <li>2 水防活動に関する事。</li> <li>3 住民への避難指示等の伝達に関する事。</li> <li>4 避難誘導に関する事。</li> <li>5 救出活動に関する事。</li> <li>6 行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>7 その他本部長が指示する災害応急措置に関する事。</li> </ul>
応援協力部  部長：議会 事務局長	応援協力班	議会議務局 選挙管理委 員会事務局 監 査 委 員 事 務 局 農 業 委 員 会 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各事務局の災害応急対策に関する事。</li> <li>2 他対策部への応援協力に関する事。</li> </ul>

○光地区消防組合機構図





## ○市内防災重点ため池一覧

整理番号	ため池名	所在地	ため池規模		避難場所			危険ため池の指定状況
			堤高	堤長	貯水量	第一場所	第二場所	
1	景平	大字室積村	8.0	38	37,000	伊保木コミュニティセンター		
2	宮ノ尾2号	大字島田	7.6	163	20,000	島田コミュニティセンター	地域づくり支援センター	
3	宮ノ尾1号	大字島田	10.3	92	23,100	島田コミュニティセンター	地域づくり支援センター	○
4	守田	大字小周防	3.2	25	1,000	周防コミュニティセンター	周防小学校体育館	○
5	柏木	大字浅江	4.1	57	6,200	浅江小学校体育館	テクノキャンパス研修センター	
6	畑村	大字三井	4.3	49	3,600	三井小学校体育館	やよい幼稚園	○
7	山崎	大字三井	3.9	66	3,700	三井小学校体育館	やよい幼稚園	
8	岩狩	大字三井	3.6	42	5,200	三井小学校体育館	やよい幼稚園	
9	山代	大字三井	3.4	85	3,600	三井小学校体育館	やよい幼稚園	
10	神原池	大字東荷	3.4	60	1,500	東荷小学校体育館		
11	八ヶ宗	大字東荷	4.4	45	7,000	東荷小学校体育館		
12	宮重	大字岩田	3.8	70	2,700	大和スポーツセンター	岩田小学校体育館	

〈選定基準〉

決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるもの。

ア ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの

イ ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m<sup>3</sup>以上のもの

ウ ため池から500m以上の浸水区域に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m<sup>3</sup>以上のもの

エ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地等の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの



## ○市内危険ため池一覧

整理番号	ため池名	所在地	管農林事務所	管理者 (代表者名)	ため池規模			受益面積	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況				避難場所		老状	朽況
					堤高	堤長	貯水量				人口	戸数	公施設数	冠水面積	第一場所	第二場所		
1	宮ノ尾 1号	大字島田	周南	共同 (吉原則行)	10.3	92.0	23,100	0.5	堤体決壊	積土のう又は切開	150	50	1	14.0	島田 コミュニティ センター	地域づくり支 援セン ター	b b c	
2	守田	大字小周防	周南	共同 (兼清信明)	3.2	25.0	1,000	2.3	堤体決壊	積土のう又は切開	3	1	0	0.1	周防 コミュニティ センター	周防 小学校 体育館	b b b	
3	畑村	大字三井	周南	共同 (山本泰雄)	4.3	49.0	3,600	2.8	堤体決壊	積土のう又は切開	0	0	0	1.0	三井 小学校 体育館	やよいい 幼稚園	b b b	

備考 「老朽状況」欄中、左(a～c)：堤体の老朽化及び断面不足、中(a～c)：取水施設の老朽化、右(a～c)：余水吐の老朽化及び断面不足



## ○山地災害危険地区一覽

## 第1 山腹崩壊危険地区一覽

区 分		位 置		公共施設等					
		大字	字	人家戸数				公共 施設	道路
				50戸 以上	49～ 10戸	9～ 5戸	4戸 以下		
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	懸山	0	0	9	0	1	国
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	上ヶ原	0	0	7	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	佐内	0	22	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	駒ノ尾	0	13	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	大土井坂	0	39	0	0	1	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	土井	0	0	6	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	土井	0	24	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	土井	0	11	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	桑畑	0	0	9	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	柳ヶ久保	0	12	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	徳満	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	鯨	0	10	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	龍ヶ崎	0	17	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	懸山	0	0	0	3	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	妙見所	0	0	8	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	湯面	0	0	8	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	上溝路	0	0	0	4	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	溝路	0	0	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	上鬼ヶ溝	0	0	0	4	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	入里	0	0	6	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	天符	0	23	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	岡原	0	0	0	4	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	今積西	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三井	今積	0	38	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	殿河内	0	10	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	橋本	0	23	0	0	0	市

民有林	山腹崩壊危険地	三井	坂井	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三井	大景	0	20	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	東樋ノ口	0	20	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	大迫	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三井	大和	0	0	7	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	大和	0	0	7	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	大和	0	0	6	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	善正庵	0	20	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	西藤田	0	0	6	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	水上	0	14	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	藤谷	0	15	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	平迫	0	0	0	4	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	西後浴	0	0	0	1	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	尻無	0	0	8	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	尻面	0	24	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	芋尻	0	12	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	旭	0	18	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	新宮	0	27	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	新宮	0	26	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	殿山	0	19	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	殿山	0	24	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	殿山	0	0	0	2	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	鳥迫	0	0	0	2	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	植松	0	10	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	下植松	0	0	5	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	清原庵	0	10	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	中ノ原	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	池ノ迫	0	36	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	池ノ迫	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	下小周防	0	0	5	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	清水谷	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	地坂	0	13	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	下小周防	0	11	0	0	0	県

民有林	山腹崩壊危険地	小周防	楠	0	40	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	植松	0	18	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	坂部	0	38	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	町田	0	0	0	4	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	後口迫	0	32	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	虹川上	0	0	0	2	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	立野	宮河内	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	立野	宮河内	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	立野	宮河内	0	0	0	2	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	立野	高野	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	立野	大久保	0	0	7	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	立野	神ノ前	0	0	6	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	立野	高野	0	0	0	3	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	立野	師藤田	0	22	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	立野	立ヶ迫	0	0	0	3	0	
民有林	山腹崩壊危険地	島田	亀山	0	0	0	4	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	島田	下岡堂	0	15	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	島田	山田	0	0	0	3	0	
民有林	山腹崩壊危険地	島田	畑	0	24	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	島田	畑	0	0	0	2	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	島田	畑	0	0	5	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	島田	塚山	0	22	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	島田	石田	0	26	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	島田	大田	0	27	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	島田	大田	0	20	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	島田	上向ヶ迫	0	0	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	金山後	0	0	8	0	0	国
民有林	山腹崩壊危険地	中央六丁目		0	21	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	光井	金山後	0	12	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井九丁目		0	47	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	紺屋浴	0	15	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	紺屋浴	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	光井	家近	0	10	0	0	0	市

民有林	山腹崩壊危険地	光井	新畑	0	23	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	瀬戸道	0	12	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	鮎埴	0	30	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	鮎埴	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	光井	小迫	0	10	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	香ノ木	0	20	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	西河地	0	13	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	溝路	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	室積	新開	94	0	0	0	1	市
民有林	山腹崩壊危険地	室積	正木	79	0	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	室積	西ノ庄	235	0	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	室積	市延	0	14	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	室積	岩屋第二	59	0	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	室積	千坊	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	室積	岩屋	0	0	0	3	0	国
民有林	山腹崩壊危険地	室積	瀬戸下	0	29	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	室積	西伊保木	0	0	9	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	室積	東伊保木	0	0	0	4	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	室積	南沖浦	0	0	0	3	0	国
民有林	山腹崩壊危険地	室積	伊保木	0	0	0	3	0	国
民有林	山腹崩壊危険地	室積	五軒屋	0	20	0	0	0	国
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	沖字立	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	是岡	0	0	5	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	弥ヶ迫	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	片山	0	0	7	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	大形	0	24	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	西片山	0	16	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	千束	0	11	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	片山	0	0	9	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	榑本	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	片山	0	0	9	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	石田	0	0	0	3	0	

民有林	山腹崩壊危険地	三輪	草場	0	0	0	3	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	石田	0	0	0	1	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	石田	0	0	0	3	0	林
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	清成	0	21	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	榑本	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	根ヶ迫	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	今宮	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	才役	0	17	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	重平	0	0	7	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	重松	0	0	9	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	三斗代	0	0	7	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	上岩田	0	0	8	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	上岩田	0	0	0	1	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	上岩田	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	中岩田	0	0	5	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	下岩田	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	下岩田	0	13	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	慶見	0	0	9	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	雨桑	0	21	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	景	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	大峠	0	0	5	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	坂根	0	0	0	2	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	森ヶ迫	0	40	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	田中	0	0	7	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	中坪	0	0	5	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	明神	0	0	5	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	勘田	0	26	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	大峠	0	15	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	矢嶋	0	0	7	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	周地	0	26	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	宗	0	0	0	3	0	
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	宮ヶ迫	0	0	0	3	0	

民有林	山腹崩壊危険地	塩田	半田	0	0	6	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	横田	0	0	7	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	大地平	0	0	0	1	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	佐田上	0	34	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	入郷	0	12	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	十王	0	0	9	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	小倉	0	0	0	3	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	楠	0	0	0	2	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	森政	0	13	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	実盛	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	宗弘	0	0	5	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	実盛	0	18	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	森政	0	10	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	大平	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	黒杭	0	0	5	0	0	

## 第2 崩壊土砂流出危険地区一覧

区 分		位 置		公共施設等					
		大字	字	人家戸数				公共 施設	道路
				50戸 以上	49～ 10戸	9～ 5戸	4戸 以下		
民有林	崩壊土砂流出危険地	浅江	上ヶ原	0	0	5	0	0	
民有林	崩壊土砂流出危険地	浅江	宝光寺	0	13	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	浅江	平原	0	15	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	浅江	駒ヶ原	0	27	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	浅江	新山	51	0	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	三井	新山	0	35	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	三井	新山	0	33	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	三井	一の坂	0	45	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	三井	別所	0	40	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	三井	観音寺	60	0	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	三井	藤谷	0	34	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	立野	向立野	0	11	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	小周防	新宮	0	24	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	大田	73	0	0	0	2	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	下島田	70	0	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	下島田	0	37	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	下島田	284	0	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	石田	149	0	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	大田	80	0	0	0	2	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	鮎俣	0	24	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	光井	新畑	0	0	0	4	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	西ノ庄	432	0	0	0	1	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	市延	735	0	0	0	1	国
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	東ノ庄	241	0	0	0	0	国
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	野地	0	17	0	0	0	国
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	岩屋	0	0	0	3	0	国
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	鮎俣	0	16	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	鮎俣	0	0	0	2	0	

民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	東伊保木	0	0	0	0	0	国
民有林	崩壊土砂流出危険地	牛島	大久保	51	0	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	束荷	足谷	0	0	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	束荷	清六	0	0	0	3	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	束荷	清六	0	0	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	束荷	八ヶ宗	0	11	0	0	0	
民有林	崩壊土砂流出危険地	塩田	植松	0	19	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	塩田	石城	0	13	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	塩田	瀧ノ水	0	34	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	塩田	北池ヶ迫	64	0	0	0	0	県